

令和4年第3回平群町議会

定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日	令和4年6月14日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 （ 開 議 ）	6月14日午前9時0分宣告（第2日）
出 席 議 員	<p>1 番 岩 崎 真 滋 2 番 長 良 俊 一</p> <p>3 番 山 本 隆 史 4 番 井 戸 太 郎</p> <p>5 番 稲 月 敏 子 6 番 植 田 い ず み</p> <p>7 番 山 口 昌 亮 8 番 森 田 勝</p> <p>9 番 山 田 仁 樹 1 0 番 窪 和 子</p> <p>1 2 番 馬 本 隆 夫</p>
欠 席 議 員	な し
<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<p>町 長 西 脇 洋 貴</p> <p>副 町 長 植 田 充 彦</p> <p>教 育 長 岡 弘 明</p> <p>総 務 部 長 西 岡 勝 三</p> <p>住 民 福 祉 部 長 寺 口 嘉 彦</p> <p>事 業 部 長 巳 波 規 秀</p> <p>教 育 部 長 川 西 貴 通</p> <p>政 策 推 進 課 長 山 崎 孔 史</p> <p>総 務 防 災 課 長 松 本 光 弘</p> <p>住 民 生 活 課 長 浅 井 利 育</p> <p>健 康 保 険 課 長 乾 充 喜</p> <p>福 祉 こ ど も 課 長 岡 田 康 裕</p> <p>都 市 建 設 課 長 竹 吉 一 人</p> <p>上 下 水 道 課 長 大 辻 孝 司</p> <p>教 育 委 員 会 総 務 課 長 浦 井 久 嘉</p>
<p>本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名</p>	<p>議 会 事 務 局 長 藤 本 佳 利</p> <p>主 幹 高 橋 恭 世</p> <p>主 査 大 文 字 睦 美</p>
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和 4 年 第 3 回 (6 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 2 号)

令和 4 年 6 月 1 4 日 (火)
午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

一般質問発言順序

発言 順序	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
1	12番	馬本 隆夫	<ol style="list-style-type: none"> 1 デマンドタクシー運行状況と今後の対策について 2 県域水道一体化について 3 空き家等の管理状況について 4 コミプラ跡地について
2	4番	井戸 太郎	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人情報漏らした職員に厳罰を 2 障害児教育における福祉サービスの時間数について
3	9番	山田 仁樹	<ol style="list-style-type: none"> 1 戸籍等の不正取得について 2 168号バイパス沿道の潤いと開発事業計画の進捗状況、用途地域及び地区計画の見直しについて
4	10番	窪 和子	<ol style="list-style-type: none"> 1 森脇大橋東詰交差点周辺の歩道拡幅の経過と今後の見直しについて 2 マイナンバーカードの普及促進について 3 ヤングケアラー支援の強化について 4 平群町食品ロス削減推進計画の策定における今後のさらなる取組について 5 町公式ホームページのさらなる情報発信を
5	6番	植田 いずみ	<ol style="list-style-type: none"> 1 加齢性難聴者の補聴器購入に助成制度を 2 有価物回収拠点の拡大を早急に

再 開 （午前 9時00分）

○議 長

皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名で定足数に達しておりますので、令和4年平群町議会第3回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおり、一般質問であります。

日程第1 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は10名の議員から提出されております。本日は発言順位1番から5番までといたします。順次質問を許可します。

まず、発言番号1番、議席番号12番、馬本議員の質問を許可いたします。馬本議員。

○12番

皆さん、おはようございます。議長の許可を得ましたので、通告によりまして、大きく4点について質問をさせていただきます。

まず、1番目につきましては、デマンドタクシーの運行状況と今後の対策についてであります。

既存の公共交通機関等では支援できない高齢者を支える地域福祉事業としてデマンドタクシーが運行開始をされております。1人でも多くの高齢者が登録をしていただき、利用増につながることを願って、毎定例議会に質問しております。そこでお聞きをいたします。

1点目、運行開始から8か月経過、10月1日から5月31日までの登録者数累計、予約者数累計等の実績と今後の対策をどのように考えておられますか。

2点目、利用者並びにドライバーの声を聞いておられますか。

3番目、運転免許証を自主返納された高齢者に対して、1回限りとありますが、コミバスの利用券5,000円分、または奈良交通NCバスが利用できるICカード5,000円分の乗車券が支援されています。平群町高齢者運転免許証自主返納者支援事業実施要綱にデマンドタクシー利用分を追加してはいただけないでしょうか。

4点目、デマンドタクシー運行に伴い、コミバスの利用者の影響はどうか。

続きまして、大きく2点目、県域水道一体化について。

平成29年10月、奈良県・市町村長サミットにおいて、各水道事業の現状は各市町村経営で独立採算が原則となっているが、諸問題に対処した水道事業経営を持続するには、個別に対応するには限界があり、その解決のために、県域水道一体化構想が発表されました。その後、平成30年4月、県、28市町村及び奈良広域水質検査センター組合で組織する県域水道一体化検討会が立ち上げられ、令和3年1月、水道事業の統合に関する覚書締結、また令和7年度に企業団として事業を開始することを目標に、8月2日に奈良県知事と県内27市町村首長で組織した奈良県広域水道企業団設立準備協議会が設立されました。今後は、基本協定締結後、法定協議会の設立、議決により、企業団が設立、事業統合、令和7年度のスケジュールとなっています。

本町では5月30日に全員協議会が開催され、(仮称)奈良県広域水道企業団基本計画(案)について協議をされました。

厚生労働省は、平成25年度に、50年後、100年後の将来を見据えた水道の理想像を明示した新水道ビジョンが公表されました。水道事業は、町民の生活や経済活動を支える重要なライフラインであり、安全で安心な水の安定した供給と有収率の向上を図るとともに、水道事業の健全経営の継続を目標とされています。しかしながら、人口の減少、節水器具の普及により水需要が減少する一方、水道施設、水道管路などの耐用年数に達した更新・耐震化に伴う事業資金の確保など、事業を運営していくには大変厳しい局面を迎えることが予想されることから、平群町水道事業ビジョンが策定され、初年度を平成27年度として、長期事業として40年間、また短期の事業計画を10年間として、目標年次を令和6年度として取り組まれています。

そこでお聞きをいたします。

現在、平群町水道事業ビジョンに取り組まれていますか。また、平群町水道事業ビジョンでは、令和6年度に20%、令和26年度に20%の値上げを予定されていますが、現在、どのような見解を持っておられますか。そして、現時点では、県域水道一体化と平群町水道事業ビジョンそれぞれをどのように評価されていますか。

2点目。改めて、まず再度お聞きいたしますが、本町の給水はなぜ県水100%依存に至ったんですか。

3番目。全ての市町村が基準を満たすために、入札、契約制度、料金の徴収、維持修繕の委託と、本町の年末年始、休日、祝日、夜間等の屋内外の漏水等対応していただいている平群町上下水道サービスセンター協同組合との関係はどのようになるのかなどについても、異なる制度や慣習のものをどのように統一

するのか、地元事業者や地域経済への影響も踏まえ、事前に検討することが必要ではないでしょうか。

4点目。現時点では、県、27市町村及び奈良県広域水質検査センター組合の29団体となっていますが、今後は、参加市町村と県の基本協定締結が来年2月に迫っています。注目されているN市が不参加となれば、広域化の効果額など、県の目算は大きく狂うことが予想されますが、先月30日の全員協議会に質問されましたが、そのとき担当主幹は、現時点では参加されると答弁されましたが、もしもN市が不参加になった場合、本町として、県域水道一体化についてどのように考えておられますか。

続きまして、大きく3点目でございます。空き家等の管理状況について。

本町も平成27年10月に、平群町空き家等の適正管理に関する条例が施行されました。条例の目的は、空き家等の防犯、防災、衛生、景観など、町民の生活環境を保全、もって魅力あるまちづくりの推進に寄与するとされています。特に、所有者の責務として、空き家等の所有者または管理者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において適正な管理に努めなくてはならないとされています。

特定空き家の定義では、①そのまま放置すれば倒壊など、著しく保安上危険な状況、②著しく衛生上有害となるおそれがある状況、③景観を損なっている状況、④その他周辺的生活環境の保全を図るため放置することが不適切である状況などと認められた場合であります。

令和3年6月議会に不適正管理の空き家状況と地方税法について質問いたしました。町の回答は、町民からの情報を基に把握しているだけで、実態把握や定期的な情報収集に至っていない。また、財政上の問題で調査委託することが難しいことから、速やかに町内全域を目視調査してまいります。また、地方税法において、特定空き家の勧告を受けた土地は、固定資産税の特例が除外され、増額となるが、本町の実績はありません。今後は、適正な課税に向け、重要な課題提起と受け止め、これを機に、空き家対策事業関係課と連携強化を図ってまいりますと答弁をされました。その後、12月議会で不適正管理の空き家の実態を質問いたしました。町の回答は、7月より目視調査を開始し、緑ヶ丘、椿台、若葉台、ローズタウン若葉台、初香台、光ヶ丘で約3,000件を実施されました。緑ヶ丘は18件を確認し、指導通知を行った結果、その後、適正管理がなされたのが6件、残り12件はそのままの状態であった。椿台は、19件を確認し、指導通知を行った結果、その後適正管理されたのが14件、残り5件がそのままの状態であった。若葉台（ローズタウン若葉台を含む）は、8件を確認し、指導通知を行った結果、その後、適正管理されたのが7件、残

り1件がそのままの状態であります。初香台（新初香台、五月台を含む）は7件を確認、指導通知を行った結果、その後、適正管理されたのが3件、残り4件がそのままの状況であった。光ヶ丘については2件を確認し、指導通知を行った結果後も適正管理なされなかったのが2件であります。

今後の調査は、現在調査中の春日丘、日立団地、北信貴ヶ丘をはじめ、竜田川団地、竜田川ネオポリスを順次実施、山間部を除いて、年度内を目標としています。なお、適正管理がされていない物件について、適正管理されるように今後も指導してまいります。また、税務課との連携強化については、特定空き家の認定が必要とされ、認定するには空き家等対策協議会の意見を聴くことになっております。12月1日に委員委嘱をいたしましたとの答弁がありました。

それで、昨年12月議会で、魅力あるまちづくりの推進に寄与するために、速やかに実行していただきたいので、今後も進捗状況等を定期的に質問させていただくと予告をしております。

そこでお聞きをいたします。

令和3年度内に山間部を除いた11自治会の調査を予定、6自治会は12月に報告を受けました。残り5自治会、春日丘、日立団地、北信貴ヶ丘、竜田川団地、竜田川ネオポリスを調査するとの回答でありました。その報告をしていただけますか。また、私の調査方法は、水道部局に1年以上閉栓されている住居の実態件数と町の実態調査結果と誤差があるので、水道部の資料を活用されてはと提案をいたし、町は今後の調査に活用していきますと回答され、その活用状況はどうでしたか。

2番目。平成27年に制定された特定空き家を認定するには、空き家等対策協議会の意見を聴くことになっているにもかかわらず、令和3年12月1日に初めて委員が委嘱されました。また、町は、他市町村の実例等を参考に進めてまいりたいと思っておりますとの回答もされましたが、進捗状況はどうですか。

3番目。前回、緑ヶ丘、椿台、若葉台、ローズタウン若葉台、初香台、光ヶ丘で約3,000件を実施していただいた不適正管理の空き家が54件を確認し、指導通知を行った結果、その後適正管理をなされたのが30件、残り24件がそのままの状況と回答されました。不適正管理の空き家24件の状況は今はどうなっておりますか。

続きまして、大きく4点目でございます。コミプラの跡地について。

大型宅地開発に伴い設置されたコミプラも、老朽化等により、流域下水道へ編入されていますが、現在、三郷町が底地の北信貴ヶ丘1か所と緑ヶ丘2か所が稼働しています。コミプラの底地が町有地であるのは、若葉台に2か所、椿台1か所、緑ヶ丘3か所、月見台1か所、竜田川ネオポリス1か所、菊美台1

か所、御陵苑1か所、計10施設。また、底地が民有地であるのは、ローズタウン若葉台1か所と緑ヶ丘2か所、計3施設であり、11施設が現在廃止されています。

浄化槽の種類としては、大きく分けまして、単独処理浄化槽、し尿処理のみの浄化槽と、合併浄化槽、し尿と生活排水の処理の2種類があります。今回質問のコミプラは、合併処理浄化槽に該当いたします。そして、平群町では、集中浄化槽の適正な維持管理のための経費の一部を補助することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的に、平群町集中浄化槽維持管理費補助金交付要綱が制度化をされています。

そこでお聞きをいたします。

今まで、平群町集中浄化槽維持管理費補助金交付申請団体と、コミプラとの関係を町はどのように認識をされていますか。

2番目。流域下水道編入後のコミプラを目視してまいりました。現状は雑草等が生い茂っており、適正に管理されているとは思いません。底地が町有地のコミプラの管理者はどなたですか。また、なぜ撤去なされないんですか。

以上、大きく4点についてお聞きをいたします。行政側におかれましては、明確な御答弁をひとつよろしくお願いを申し上げます。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、馬本議員の大きな1項目めのデマンドタクシーの運行状況と今後の対策についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目のデマンドタクシーの登録者数及び予約者数等の実績と今後の対策についてでございます。

令和4年5月31日現在、登録者数は1,033名で、予約者数の累計は3,104名となっております。昨年10月より運行を開始し、当初は登録者数が伸び悩んでおりましたが、広報活動や長寿会の協力等により、毎月徐々に登録者が増加し、併せて、予約者数も増え、先月5月には運行日数19日に対しまして、予約者数が507件で、1日平均26.6件となっております。

今後の対策については、7月に自治連合会の研修会として、デマンド交通についてのお話をさせていただき予定をしており、また介護保険制度の被保険者には、昨年度に引き続き、保険料額決定通知書にデマンド交通のチラシを同封し、周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の利用者並びにドライバーの声を聞いているのかについてでございます。

利用者からの主な意見としまして、「病院や買物へ行きやすくなった」、「安く
て利用しやすい」などの喜びの声がある一方、町外への運行を希望される声
があり、特に「町外の総合病院にも行けるように」との御意見を頂いてお
ります。また、ドライバーからは、利用者とのトラブルもなく、スムーズ
に運行ができている、しかし、利用者からデマンドタクシーの事業内容
についての質問が多いと聞いておるところでございます。これは、事業
の周知不足が要因であると思われまので、さらに住民の皆さんに十分
に事業内容が周知されるよう努めてまいりたいと思っております。併
せて、利用者やドライバーの御意見をお聞きする機会を設けながら、
今後の事業充実につなげてまいりたいと考えていま

す。
次に、3点目の免許証自主返納者にデマンドタクシー利用券の追加につ
いてでございます。

平群町高齢者運転免許証自主返納者支援事業は、免許証の自主返納の
促進と高齢者の交通事故減少を図ることを目的としております。デ
マンドタクシーの利用券を支援に加えることは、移動手段を失った高
齢者にとって、外出支援の選択肢の一つにつながることから、これに
ついては前向きに検討してまいりたいと考えております。

次に、4点目、デマンドタクシーの運行に伴うコミバス利用者への影
響についてでございます。

コミバスの利用者は、近年減少しておりますが、その理由としまして
は、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が激減している
ことが大きな要因であると考えています。昨年10月よりデマンドタ
クシーの運行を開始しておりますが、現時点で利用者への影響につ
いては把握できていないのが実情でございます。今後、新型コロナ
ウイルス感染症の収束に伴い、過去との比較をすることで影響の分
析ができるものと考えております。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

1点目につきましては、実態はどうですかということで、8か月の経過を
聞いたわけですが、登録者数は、今述べられたように1,033名にな
ったと。予約者数累計では3,104名になりましたという経過というこ
とは、日頃、自治会やいろんなところに行って、いろんなことで、こ
れについてデマンドの啓発もしていただいている成果かなと思いま
すが、その結果、この5月にはまた1日約27人ぐらいの実績があ
ったということでございまして、よう頑張っ

いただいているなと思います。しかし、より一層の啓発もお願いしたいというふうに思います。

2点目について、ドライバーと利用者の声を聞いていただいておりますかと、いろんな今おっしゃったけど、買物とか病院行きやすいけれども、町外にある病院へ行きたいねという御希望もあることは私も承知しておりますが、今後もドライバーさんをはじめ、特に利用者の方にはいろんな御意見も聞いていただきね、より一層なじみやすい、一つの交通支援になるデマンドタクシーの育成のために頑張っていたいただきたいなと思います。

3点目につきましては、自主返納された方に対する一つの支援を前向きに検討すると、デマンド利用券という形になると思いますけれども、そっちのほうを対応するように前向きに考えるということをお答えいただきましたので、ひとつ前向きによりしくお願いを申し上げます。

次、4番目、その影響云々については、今、コロナの関係で非常に難しい、ここについては把握するのは難しいところもあると思うが、利用者のコミバスについての減少傾向というのは、それはデマンドタクシーを普及すればするほど、僕にしたら、そっちの影響はどうかなということであえて聞いたわけでございますので、今後、両方とも高齢者にとりまして、また地域住民についても、その支援になるようにより一層やっていただきたいと思う。両方とも、より一層増えていただくことが僕は願っておりますけれども、今後、町長におかれましても、高齢者の生きがい対策の一助として、外出支援の充実を、町長、より一層お願いを申し上げます。

この質問については、これで結構でございます。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、馬本議員御質問の2項目め、県域水道一体化についてお答えいたします。

まず、1点目の平群町水道ビジョンについての見解ですが、現在は、平成27年3月策定の平群町水道事業ビジョンに沿って取組をしており、長期収支見通しでは、議員お述べのとおり、令和6年度では20%、令和26年度でさらに20%の料金改定が必要となる見込みです。評価としましては、平群町水道事業ビジョンは平群町単独経営のシミュレーションであり、更新費用の増加による給水原価の上昇に伴い、現状の水道料金での運営は厳しくなり、近い将来から段階的な料金改定が必要となります。また、県域水道一体化については、奈良県と27市町村及び奈良県広域水質センター組合で水道事業の広域化をす

ることで、老朽施設の統廃合や国の交付金の活用により、現状の給水原価、供給単価が下がるとともに、将来の水道料金上昇の抑制効果があると考えています。

2点目の、本町の給水はなぜ県水100%依存に至ったかについてですが、平成25年度までは総配水量の20%程度取水していた自己水の割合が、平成26年度以降、10%以下となりました。要因として、水源水量の減少及び浄水施設の老朽化による浄水能力の低下が考えられます。また、浄水施設の更新にかかる費用により、自己水の単価が上昇し、県水単価と比較した場合、県水単価のほうが安くなるため、県水100%へ移行する要因となりました。併せて、平成29年9月末で横原浄水場の取水地点である藤城池の取水契約が終了したことから、平成29年10月1日より全ての浄水場を廃止し、県水受水100%へ転換しているものです。

3点目の入札、契約、料金徴収、維持補修の対応などの事前検討についてですが、水道事業の取扱いについては現在協議中の事項で、詳細はまだ決まっておられません。また、平群町上下水道サービスセンター協同組合については、現在、委託契約を締結し、365日24時間体制で、水道本管、給水管、屋内漏水修繕の対応をさせていただいており、災害時や水道管事故等の対応について、これからも地元業者の協力と併せて、必要不可欠であると認識しています。

4点目の某市が不参加になった場合の本町の考え方ですが、平群町の現状を見たとき、単独経営の場合は令和6年度に料金改定が必要となります。奈良県で広域化することにより、平群町においては、供給単価が他の市町村と比較しても大幅に下がることが明らかであることから、現在の県域一体化のシミュレーションの効果額に変化があったとしても、平群町にとっては、奈良県広域水道企業団への参加は大きなメリットだろうと考えています。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

まず、1点目につきましてはよく分かりました。ひとつ、そういうことでよろしく願いいたします。

2点目につきましては、県水100%依存になったのはなぜかと、私改めてお聞きさせていただいたというのは、住民には、今、平群町は県水100%、平成29年10月1日から県水100%ですと。それからまず理解してもらうことと、今度、そうやから町民に、改めて県域水道一体化についても理解してもらうために改めてお聞きしたわけでございます。ひとつそういうことで理

解していただけるというふうに思います。

続きまして、3点目でございます。3点目につきましては、地元業者とかサービスセンター組合、ここはいざとなればね、災害とか東南海地震とかいろんな災害があれば、まず地元業者が復旧に携わっていただくわけございまして、今後、いろんな奈良県統一になれば、その仕組みがどうなるか、まだ分かっていないという御答弁でありましたが、早急にサービスセンターや地元業者の意見、僕ね、ちょっと聞いてもらえへんかなというふうに、決まってからこうなりましたじゃなしに、やっぱり地元の業者、いざというとき、救済、いろんなことをやっていただきますので、復旧していただきますので、その点、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

4番目については、現時点でN市が云々になっても平群町は、給水原価並びに供給単価が云々とか、抑制になるよと。まして工事云々についても、国の交付金等いろいろ、管の復旧もされるというふうなことでございますので、僕は、県域水道一体化は、僕はすべきというふうに思っておりますので、今後、この方に向かってね、担当部長並びに担当課長とか、担当課の方々、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

けれども、先ほど言いました3点目について、ひとつ再度御答弁願えますか。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、再質問にお答えしたいと思います。

3点目の質問ですけれども、県域水道一体化に当たりまして、サービスセンター組合や地元業者の意見を聞くべきというような御指摘でございます。これについては、先ほども答弁させていただきましたが、やはり災害時の水道管事故等の対応、いざというときの対応ですけれども、これにつきましては、これからも上下水道サービスセンター組合及び地元業者の方々の協力が必要不可欠であり、意見をお聞きしたいと考えております。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

分かりました。ひとつ早急によろしく、業者と、また組合の方々と協議をしていただきますように。今、県としてはこういう方向に進んでますよという方向性もある程度業者にお伝え願いたいなというふうに思います。将来にわたって安心・安全な水道水を維持、持続的に供給するのは、県域水道一体化と、私

も確信を、今日改めていたしました。令和7年度事業統合に向けて、町長、より一層の御努力をお願いを申し上げます。

以上、この件はこれで結構でございます。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、続きまして、馬本議員御質問の3項目め、空き家等の管理状況についてお答えいたします。

1点目の残りの5自治会、春日丘、日立団地、北信貴ヶ丘、竜田川団地、竜田川ネオポリスの調査の件ですが、令和3年12月議会で議員より御提案のあった、過去1年以上閉栓されている住居の実態調査については、上下水道課の提供資料、令和4年1月4日現在であります。それを活用し、実施いたしました。また、併せて、目視及び御近所への聞き取りにより、空き家の実態把握に努めております。

自治会別で言いますと、春日丘、日立団地では、全体約320戸のうち、適正に管理がされていない物件2戸を確認し、指導通知を出しましたが、改善されておられません。北信貴ヶ丘では、約280戸のうち、適正に管理がされていない物件を2戸確認し、指導通知の結果、全て改善されております。竜田川団地では、約180戸のうち、適正に管理がされていない物件を2戸確認し、指導通知の結果、適正管理されたのが1件、残りの1戸はそのままの状態です。最後に、竜田川ネオポリスですが、約110戸のうち、適正に管理がされていない物件を4戸確認し、指導通知の結果、適正管理されたのが2戸、残りの2戸がそのままの状態です。まとめとして、以上の5自治会で、調査件数が約890戸のうち、適正に管理されていない物件10戸で、指導通知の結果、適正に管理されたのが5戸、残り5戸は改善されていない状況にあります。

2点目の平群町空き家等対策協議会ですが、第1回目を令和4年2月15日に開催し、特定空き家等の認定3件について意見をお聞きしたところでございます。開催に当たり、他市町村の実例を参考にしたのかについては、今回初めての開催でありましたので、会議の進め方や会議後の事務処理対応等について、先進的に実施されている王寺町の事例を参考に進めたところであります。

3点目の不適正管理の空き家の状況と対応ですが、令和3年12月議会で答弁させていただきました8自治会の不適正管理の空き家、24戸の現状ですが、直近で再調査した結果、3戸は改善されており、残り21戸については不適正な管理状況にあり、再度現状を確認しながら指導通知を行っているところであ

ります。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

まずもって、調査されたことに対して敬意を表したい、御苦勞さんでございました。

そこです、890件の5自治会のうち、10件が指導通知を行って、5件が改善され、5件がそのままであるということで、今御報告を受けましたが、その5件を今後どのように対応しようとされておられるのか、この点について、再度お聞きをしたいと思えます。

それと、先ほど適正管理のことについて、空き家等の適正管理に関する条例に該当すると。私の質問、いつも言ってるのはそれではなく、特定空き家ではなく、それに行き着くまでの対応マニュアルは平群町にはありますかということ、再度その点についても御答弁をお願いします。

2点目については、特定空き家等対策協議会を開催され、3件ありましたよということで、現状の状況を認定されたということでございますので、その3件について、その後の状況はどうなっているのかということをお答弁をお願いしたい。

それと、3点目について、24件、30件のうち、適正管理されたのが30件で、残り24件の状況はどうやということについて質問いたしましたが、24件中3件が適正管理され、21件はそのままの状況であると、今御答弁を受けました。先ほども提案しましたように、私が提案したいのは、条例規則、空き家等に至るまでのマニュアルを早急に作成することが、今、私は求められているのではないかなと、平群町に対する政策であるというふうに思えます。特定空き家に認定されるまでの、一応通知出して、その次はどういう手段を持っていくのか、そういうことを私はマニュアル化しなさいよということを提案してるわけですが、その点について、まとめて結構ですから、ここで御答弁をお願いしたいなというふうをお願いします。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、再質問にお答えいたします。

まず1点目ですけれども、先ほど答弁させていただきました5自治会の中で、適正に管理されていない5件についての件でございます。特定空き家に行き着

くまでに、何かそれまでのマニュアルはあるのかということでございますが、この5件については、再度現地確認の上、引き続き、指導通知を行っておりますけれども、対応マニュアルについては、現在のところございません。

2点目です。特定空き家の認定の物件の件でございます。櫛原地区が2件、越木塚が1件ございました。このうちですね、1戸は除却されておりますが、残りの2戸については改善はされておられません。

それと、3点目でございます。提案いただきました特定空き家に至るまでの対応についてのマニュアル、早急に対応すべきではないかということでございます。不適正空き家の管理については、防災、防犯、衛生とか景観などの町民の皆様のご生活環境を守る観点からも、対応マニュアル作成について、調査研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

いろいろ御努力していただくんやけど、適正に指導して、通知をして、はい分かりました、草刈りもちゃんとしますという改善してくれはったところはそれでいいけども、されないところはずっと残るわけや。近所にしたら大変な状況。隣接してるそこのおうちにしたらね、大変な問題、また大変なことも起こるかもわからない。そこへいくまでの、平群町が、その条例があるまでのマニュアルですね、今言うたように。それが無いわけやろう、結局。それを調査研究するのは、今急務と私は思うんだけど、理解していただいたと思いますよ、僕の言うたこと。それをやっぱりお願いしたいなど。要するに、空き家の協議会へ持っていくまでに、やっぱり所有者にいろんなチャレンジ、いろんなことを指導してもらいたいというふうに思いますので、ひとつそっちのほうもよろしくお願いしたいなど。

要するに、特定空き家と認定されたのは3件あったよと。1件除去されました。あと2件についてはそのまま。それは、いろんな事情があると思うけども、この件についても、それは条例ありますので、条例に従って対応していただきたいなどと思います。あとはもう、先ほどの答弁繰り返してもらえないから。

今後ですね、空き家等の防犯、防災、衛生、景観など、町民のご生活環境を保全、もって魅力あるまちづくりの推進に寄与するよう、町長お願いを申し上げます。この質問につきましては、まだ調査されていない自治会がありますので、今後も質問してまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

この質問については、これで結構でございます。

○議長

事業部長。

○事業部長

続きまして、馬本議員御質問の4項目め、コミプラの跡地についてお答えいたします。

1点目の集中浄化槽維持管理費補助金の交付団体とは、当該集中浄化槽を利用されている住民で構成されている団体でありますので、集中浄化槽の所在する自治会、または利用者の施設管理組合であると考えております。

2点目の流域下水道編入後の底地が町有地であるコミプラの管理についてですが、これについては、町の管理であると考えておりますけれども、撤去については多額の費用がかかりますので、利活用できるものがないか、現状、検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

1点目につきましては、要するに、コミプラは、そこの所在している自治会並びに組合さんの所有物やということで、補助申請、交付申請されてきたよという認識持ってはるねん。

2点目については、底地が町有地の場合は、町の管理となってる考えと、撤去については多額の費用が必要やと、こういうふうにおっしゃってるわけや。ということは、1点目と2点目の土地の所有者とコミプラの管理する団体の答弁ね、誰がどういう答弁なのか、それは全然違うように思うねけどね。詳しく言えば、使ってるときは、コミプラはそこの自治会並びにそこの組合の所有物ですよという認識してるわけや。廃止になれば、底地が町有地の場合は平群町のコミプラが管理してる、平群町が管理するというふうになってるわけや。これ、どっちが正しいんですか。

○議長

事業部長。

○事業部長

再質問にお答えさせていただきます。

今、議員のほうから、1点目の答弁と2点目の答弁において、管理者は誰かという点で答弁が食い違っていると、そのような質問だったかと思えます。この質問につきましては、これまでの施設の利用者、それと土地所有者、流域下

水道の供用開始となつてからの施設管理などの関係が複雑でありますので、現状で明確な答弁をすることは困難でございますので、しばらくお時間を頂いて調査してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長

馬本議員。

○12番

僕もう議会議員になって31年。この問題は一番難しい。というのはね、僕個人の意見やで。行政が今まで安易な形でやってる、議会議員、私、馬本隆夫もチェックが遅かったというのも非常に反省してる。使ってるときは地域の自治会の所有物ですよ。廃止された底地、平群町の底地は、コミプラは平群町のもんですよ、管理してますよということやねん。そうなればね、民有地はね、ローズタウン若葉台に1か所あります。それと、緑ヶ丘に民有地は2か所あります。その話は出てない。民有地は、自ら民有地がそのコミプラを処理する、撤退する、撤去する。それは誰するか、それは私は分かりません。けれども、今、今日は町の話やから、僕、議会議員として、ほんまにこれは残念ではない、僕自身が情けないと思ってね。これ、撤去するんやったら数億円かかるねんで。何施設あると思ってる、平群町の資金でやるとこ。平群町が管理してる、何を管理してる。僕、全部目視で見に行ってきたよ。大変生い茂って、管理みたいなんできてへん。将来は、地域住民の近くの人が、早くあこ撤去してくださいという話が出てくんねん。

これね、この問題は、それは全国的にどうなってるか僕は分からへん。けれども、この問題は難しいと私は思うで。例えば、僕の家は単独浄化槽ですよ。僕が流域下水道に編入する場合は、自らの金をもって、要するにし尿の処理はコミプラの小さい各戸浄化槽で処理してました。生活排水の、要するに雑排水、これについては川へ流してるわけや、前の水路へね。これを今度、公共下水道につなぎます。自分の金で50万、60万の金をかけて、小さい浄化槽を撤去して、管を全部自分でし替えて、改修して、これは自分の金でやんねやん。例えば、春日丘、椿井、これはみんなそうやろう、西宮もそうやろう、全部自分の金でしはってんやろう。これね、それは難しい問題と思うわ、これ。僕が今まで、言うて悪いけど、31年間で取り上げた一般質問の中で、僕は一番難しい、これ。この難しい問題を積み残ししていくこと自身が僕自身の反省であり、行政も反省すべきやと思うで。これ、議会議員の私、馬本隆夫議会議員としても反省してんねんから。あのまま置いとけられへん。

一つは、皆さんも御存じのとおり、裁判でその業者が撤去されました。けれども、その町有地の中には、例えば、菊美台の分やったら、北部支所かな、そ

ういう形で、ひとつ御利用もしてはる、町はな。それは認識してる。竜田川ネオポリス、あれが第1、あこには、火災が発生したときに、消防水利の弱点ということで、火災の消火栓云々の問題出たわけや。その中で、竜田川ネオポリスのちょうどあれは北側になるんかな、公園の中で防火用水が設置されました。

それと、それに絡んで下のほうにはそういう施設がないということで、平群町はその自治会と協議されて、防火用水に共用するのということで、それは平群町の土地と違うかったわけや。よその民間の土地で平群町に譲渡していただいて、今も防火用水の形でお使いになっておるといいう形でございます。

ほかについてもね、いろんな大和川の消防水利のいろんな関係とかね、いろんな関係ある。それで残してはんのかどうか知らんけども、これは難しいでっせ、ほんまに。これ、僕かって答弁しにくい、僕が逆やったら。そんだけ難しい問題を平群町が残してんねんということを認識しやなあかんと思うで。その自治会の組合、みんな解散してはると思う、俺。絶対残ってないと思う。もう廃止されたところは解散してね、もう整理してはると思うねん。

けれども、例えば緑ヶ丘、民有地2か所あんねん。自治会、町有地3か所あんねん。民有地はもう編入してんねん、平群町。平群町の浄化槽は1か所、もう編入した。あと2か所、町有地の自治会が残ってるわけや。この問題、今回、答えすぐくれというふうに一般質問してるけど、そんなんすぐに答えられる問題じゃないから時間頂きたいというのは、それは回答やと思うけど、この回答、いろんな事例、判例とかいろいろ見ていただいて、今度の議会、そうやな、どのぐらい待ったらいいの。次の9月議会に一般質問を再度したらええの。そこら辺だけ答弁くれる。

○議長

事業部長。

○事業部長

ただいまいろいろと御指摘いただきましたけども、この件の問題については、ちょっと非常に難しいところもございませう。近隣の自治会への聞き取りとか、関係方面へのいろんな調査もさせていただきまして、9月議会には一定の答弁をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長

馬本議員。

○12番

3か月で対応できるということやな。ほんなら、あなたが9月とおっしゃったんやから、それはそれでお願いしたい。というのは、難しい問題というのは公金使うわね。逆に監査請求来たら誰が大変や。いろんな問題あんねや。そう

やから、僕の想定やで、僕は弁護士でも何でもない。けれども、もしも自分ら自らが自らの金で公共下水道に編入された住民が、何で公金使うねんと言われたときに、どういう行政は対応するのかな。町有地のところですよ。あんた、町有地で持ってると言うたやろう。そこら辺がややこしいねん。そやから、ひとつよろしくお願いしたいなと思います。今度は、住民にとって明確な御答弁ができるようにしてくださいね。これは、裁判判例、いろんなどころ見てくださいますよ。これ、本会議場やからね、バックできへんから、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

私の質問はこれをもって終わります。どうもありがとうございました。

○議長

それでは、馬本議員の一般質問をこれで終わります。

10時5分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前 9時50分)

再 開 (午前10時05分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

ただいまの出席議員は11名で定足数に達しております。

(ブー)

○議長

発言番号2番、議席番号4番、井戸議員の質問を許可いたします。井戸議員。

○4番

いつもでしたら、ここで一言述べるところでございますが、今日は割愛させていただきます。

議席番号4番、井戸太郎でございます。議長の許可を得ましたので、通告に基づきまして、大きく2点、質問をさせていただきます。

一つ目、個人情報漏らした職員に厳罰を。

昨今、個人情報の保護が、以前に比べ、さらに重要視されています。公務員は、知り得た情報を漏えいしてはならないとされています。個人情報保護のため、地方公務員法第34条により、守秘義務が課せられています。しかしながら、数年前に、私の下に、住民の方から、「私の個人情報を漏らしている職員がいる」と、苦情を何度か受けました。そのときは、それで話を聞くだけで終わりました。そして、今回は、特に悪質と思われる情報漏えいがありました。

議員には、日頃から、匿名の手紙や電話での要望、質問、苦情が結構あります。ある日の匿名の電話で、公職選挙法違反ではないかという苦情を受けました。私も関係しており、事の重大性から、選挙管理委員会に内密の個別相談をしていました。こども園の保護者をはじめ、福祉施設、平群町にとって害をなす可能性があったからです。しかしながら、この内密の個別相談がなぜか職員により、外部に漏れてしまったのです。それも、相談者である私の名前を暴露した上、間違った情報の内容でした。こども園の保護者までがその間違った情報を大きく知り、私の名誉や信頼に大きく傷までつきました。今回の情報漏えいはかなり悪質です。私は、議員としての正義感とともに、個人的にも大きな怒りを感じています。このようなことが度々起こるようであれば、職員の倫理感はもとより、平群町全体の信用も失墜し、公益上も大きな損害を与えます。もちろん、議員と職員との信頼関係も崩れることでしょう。

そこで、今回の情報漏えいについて、徹底的に調査し、地方公務員法34条違反及び平群町への相談者や平群町に対する背信行為とし、漏えいした職員の実名の公表、厳格な罰を与えるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

大きく2点目でございます。障がい児教育における福祉サービスの時間数について。

学校やこども園のほかに、障がい児が受けることができる福祉サービス、訓練サービスが幾つかあります。訓練に特化したサービスの例を挙げますと、主に、放課後デイサービス、訓練センター、移動支援、行動援護などがあります。

言葉をちょっと説明させていただきます。

放課後デイサービスは、土日問わず、施設が児童を預かり、発達の手助けをするサービスです。国の基準で、障がいの度合いにより、1か月最大23日利用できます。時間数ではなく、利用日数で計算されます。

移動支援。移動支援は、児童に特化したものではないですが、外出する際の移動の支援をする制度で、比較的軽度な障がいを持たれた方が利用されます。平群町では、1か月20時間以内の利用となっています。一般の大人と違いますが、一般の大人は、例えば買物に行ったときに、買物に行くまで、行ってから、帰ってから、帰り道の移動の支援というふうに捉えがちですが、小さなお子さんでありますと、買物の最中も必要であったり、博物館に行くときに、博物館も1人で回れないので、その間も一緒に行動するという、移動という言葉がつきながらも、移動ではないような要素も含まれてございます。

次の行動援護でございます。行動援護は、移動支援と似ている部分があるものの、比較的重度の障がいの方が利用できるものとなっています。利用できる時間数はケース・バイ・ケースとなっています。

ちなみに、全てですが、保護者の費用負担は約10%となっています。

放課後デイサービス、移動支援、行動援護、それぞれどの程度の障がい、どの程度の時間数が利用できるのか、国や県の明確な基準がなく、市町村の裁量に委ねられています。平群町は、西和7町の担当者会議等で、かなりざっくりと大まかに決められています。この時間数が実際の利用者のニーズと合っているのかが微妙なところですが、窓口で、住民の方が利用できるサービス時間が希望時間数と違い、涙するという悲しい出来事が多発しています。十分に利用者のニーズを酌み取り、平群町から7町の担当者会議にて現状を報告いただいて、真剣に、発達医学等の専門的な見地を踏まえて協議し、基準を決定すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

大きく2点でございます。真摯な答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、井戸議員の1項目めの個人情報漏らした職員の懲罰についての御質問に、通告に基づきましてお答えをいたします。

初めに、地方公務員法第34条では、一般職の職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはいけないとの規定があり、日頃から十分意識して職務を遂行するよう指示をしているところでございます。今回の議員の内密の個別相談については、町としましては、職務上、相談内容の事実確認や、一部対応を検討する中で、関係者と協議する必要があり、結果として、職員の配慮不足により、議員の氏名が外部に伝わったことについては申し訳なく思っております。

さて、議員の御質問の個人情報漏らした職員の懲罰についてですが、さきに述べましたとおり、相談内容の事実確認や一部対応を検討する中で関係者が知り得る結果となったものであり、秘密の漏えいとは言い難く、町としましては、34条違反に該当しているものとは考えておりません。ただ、議員のお述べの個人情報の漏えいの指摘を受けておりますので、さらに職員の守秘義務とコンプライアンス意識の徹底を図ってまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長

井戸議員。

○4番

ちょっとおかしいことがあるんですが、34条違反ではないという、もう根底から覆すような内容でございますが、まずちょっと聞いておきたかったんですけども、職員から、私が言ったんだよという自白があったのかどうか、それ

が1点と、私からすれば容疑者ですね、容疑者の人数は何人でしょうか。そして、34条違反でないという根拠ですけど、もう一度説明していただけますか。

○議長

総務部長。

○総務部長

職員から報告を受けたのかということでございます。職員から聞いております。何人かということで、関係者は、2名かもしくは3名程度と聞いております。

これは、34条違反じゃないという根拠ということでございます。先ほど御答弁申しましたが、相談者からの相談内容は、事実確認や、それに対応するために、内密の相談であっても、一定関係者への確認や説明をせざるを得ないものであります。結果として、外部に知られる事態になったものでございます。町職員につきましては、一般的に外部に悪意を持って漏らしたものではないので、関係者のみに事情を説明したものであって、むしろ職務執行上、秘密にできないような内容であったものとも考えております。これらの点を踏まえると、34条の違反とは言い難いと考えています。

以上でございます。

○議長

井戸議員。

○4番

ちょっとおかしいですね。職務の執行に当たってということは、内緒の報告も全部が漏れるということですか。ちょっとおかしいですよ。職務の執行に当たってというのに関して、簡単に言えば、職員同士で話をする、それは分かります。でも、職員以外に漏れてる時点でおかしくないですか。関係する方について、関係する方って誰ですか。ちょっとその辺がね、物すごいおかしいところなんです。

さらにですね、個別の内容を暴露したということ、さらにですね、平群町が後々、文書で追認しちゃってるんですね。明らかにおかしいんですよ。でも、その追認についてですね、私の内容がもうどんどんどん漏れているのであればですね、その内容も説明していただけますか。

○議長

総務部長。

○総務部長

職務執行上ということで同じ答弁になりますが、相談内容については、職員として一定調査、また一部、状況によっては対応する必要があったと、そうい

うことから、職務執行上漏れたということでございます。

あと、関係者は誰か、個別の内容ということでございます。これにつきましては、議員御質問に通知があった内容について、職員の懲罰についてお答えしているわけであって、それ以外のことについては、個人情報の観点からは控えさせていただきますと思います。

以上でございます。

○議長

井戸議員。

○4番

ちょっと言ってることがむちゃくちゃですよ。私の話をしたこと、内緒で、これは内緒というのは町長も御存じなんですね。これはちょっと内容が、私も今回、一般質問の中身なんですけども、かなりちょっと文章的にもおかしい部分があるんじゃないかと。よく読んでいただいた方には理解できると思います。なぜかという、危ない部分をばっさり黒塗りで抜いたからですね。それぐらい慎重に私は扱っております。

おかしいんですけど、ちょっと部長、それは勉強していただかないと困ります。個人情報というのはどういうものかというのを御存じなのかなと思うんです。議員に個人情報ありますか。議員に個人情報ありますかというのは、議員が守秘義務がありますかということです。議員には守秘義務ないんです。その議員に伝えたらどうなりますかね。言い放題ですよ。それから、関係する人物ってどういうことですか。それ、内緒の話でしたよね。ということは、私への信頼を裏切ってまでそれを遂行した、それを教えてほしいんです。34条違反でないと言い切る根拠もむちゃくちゃですよ。平群町、34条をきっちり、根拠法令分かりますか、34条でないという、今回の件が。そこも聞きたいですね。

ちょっとまとめますと、34条になぜ当てはまらないかという根拠はどこで見つけたのか。地方公務員法にそんなん載ってますか。関係する人、今回ね、僕結構強く言いたいのは、例えばですよ、ある女の人がレイプされました。警察に通報しました。じゃあその警察が、関係ある人やからって、レイプされた女の名前まで言って、それをレイプ犯に対して伝えた、それに近いんですよ。もちろん、事は違いますよ。でも今回の件は、内密で、それも外に出ては、いろいろな皆様に迷惑もかかり、平群町もダメージを受ける、私もダメージを受けますことを踏まえてしてたわけです。それを34条違反じゃないと言い切るのであれば、根拠を示していただきたい。別に、厳罰はいいです。ちょっと強目に言わしてもらいました、怒りがあったのでね。でも、34条違反じゃな

いと言いきるんであれば、その根拠を示していただきたい。

少なくとも、分かってるのは、この平群町、地方公務員法の経緯について、あんまり詳しい資料ないですよ。何に基づいてそういうふうに導き出されたのか。今聞いているだけでは、職員を守るために、必死に何か抵抗してる、それしか考えられないですよ。その代わり、井戸太郎をたたく。まだ続きがありますからね。その辺どうですか。

○議長

総務部長。

○総務部長

ただいまの質問でございます。

議員に個人情報はあるのかということで、個人情報は議員についても一定あると考えてます。34条違反ではないかということで、根拠を示せということでございます。地方公務員法といいますと、34条では、「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」と規定されています。また、その中でも秘密とは非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものを言うということになっています。このことから、議員活動に対する内密な個別相談であっても、本条に規定する秘密に該当するのか。また、実質的に秘密として保護するに値するのか否か、それについては、今回の状況をもって34条違反には該当しないと、そういうように考えています。

以上でございます。

○議長

井戸議員。

○4番

何の説明にもなってないですけどね。それ、都合のいい解釈じゃないですか、34条。これ、本当ありますか。相談者はじゃあ何のために、分かるんです、公共の利益のためであれば、ある程度のことは許されると。私の名前は公共の利益に関係ありますか。説明してください。

○議長

総務部長。

○総務部長

議員の公共の利益ということでおっしゃってるんですか。

○議長

井戸議員。

○4番

例えば、34条があります。34条を上回ると言えば、公共の利益で知る権

利が生まれるとか、いろいろあると思うんですね。その中で、例えば関係者で調べるに値する、調べるために必要なのであれば、そこに私の、要は、誰がその話を聞いたのか、そういう、要は私の名前ですね、今回で言うならば。こんな住民さんやったら大問題ですよ。ツイッターで流したら、1万ぐらいつくぐらいのレベルの内容です。それぐらいの大失態なんです。それを平然と消すんだ、僕はそう見てますよ。なぜ私の名前が必要なんですか。何か勘違いしてませんか。そんな解釈ないですよ、34条に。勝手に決めてませんか。

一つ言わせてもらえば、逐条解説ぐらい買えばどうですか。何にもないでしょう。何にもないのに勝手に決めるって、それは部長、悲しいというより駄目ですよ。これがありだったら、何の相談もできなくなりますし、これ、信頼関係の問題を今まだ置いてる場面ですからね。住民さんには言ってはならない、いろいろな話もありますけども、今回の34条に関しては、調査するのに、もうちょっと簡単にまとめます。調査するのに私の名前がなぜ必要ですか。

○議 長

総務部長。

○総務部長

先ほど回答させていただいたとおり、議員の名前が伝わったことについては申し訳なく思っています。ただ、34条に該当するかどうかということについては該当しないと。先ほど、逐条解説、それも含めて確認をしております。

以上でございます。

○議 長

井戸議員。

○4 番

そこまで言い張るなら、私もこれ以上どうしようもないんですけども、でしたら、名前が漏れたことによって私の名誉が毀損されております。これについての責任、それから原状回復、これについてどうしていただけますか。

○議 長

総務部長。

○総務部長

議員の名誉とおっしゃいますが、議員は議員活動の中で活動されてるだけであって、こちらも、行政として一定調査も、住民のために必要なことと思って調査に一部対応することとして、関係者と話したということでございます。

○議 長

井戸議員。

○4 番

うそは駄目ですよ、関係者と話ただけじゃないでしょう。それこそ、言っていないんですか。信頼関係で私、言うてませんよ。警告ですよ。これ以上言うたら、僕、暴露しますよ。ちゃんとした答弁をお願いします。

○議長

総務部長。

○総務部長

議員のおっしゃってる中で、事前に通告のあったことについては、先ほどから何度も回答のほう、させていただいております。議員が何をおっしゃってるかどうか、通告には書いてないので、それ以外のことについては、個人情報の観点からお答えはできないと、そのように、先ほどもお答えしているような状態でございます。

○議長

井戸議員さん、よろしいですか。

先ほどの質問で、何かを暴露されるということにつきましては、ちょっとこの今回の一般質問の議事進行から、暴露というのはちょっと認められないということになりますので、御注意ください。

○議長

井戸議員。

○4番

暴露といいましても、実際の100%あれば30%程度ですけどね。もう完全否定されてるからですよ、私からしたらびっくりですよ。漏らしてもいいんだ。それも、守秘義務のない人にも話してもいいということになってるんですよ、これ。それで、何か表向き、職員を守る、格好ええと言ってますけど、職員を守る代わりに、一議員を潰そうとしてるわけですよ。現に及んでるわけですよ。なぜつくったんですかということですよ。それがなぜ、こども園の保護者に伝わってるんですかということですよ。なぜ配られてるんですかということですよ。なぜ私の名前が全部出てるんですかということですよ。そして、なぜ私が悪者になってるんですかということですよ。職員が間違った漏えいをしたからでしょう。違いますか。個人情報があるから職員を言えないってどういうことですか。私の名前を平気で出してるじゃないですか。むちゃくちゃですよ。そして、もう一度確認しますね。漏れたのは、確かに部長は謝っておられたんですけども、責任と原状回復をしていただきたいと私は今言っています。これについての答弁をお願いします。

○議長

総務部長。

○総務部長

ただいまの議員の原状回復ということの御質問です。漏らしたという中では名前を知られたということで、そこについては、議員も聞いてくれはったようにおわびをしたいと、そこは考えてます。ただ、34条違反に該当するかという意味で考えると、そこには該当しないと、そういうことで今まで先ほども言ってます。それも、この中で議員活動は、どこまで一定、議員もここでおっしゃってるわけで、個人情報と言いながら一般質問に取り上げて、公にしておるわけでございます。その中で話が出てることですので、特に議員の漏れたことに対しての責任をどこまで取るかというのには値しないのかなど、そのように考えてます。

○議長

井戸議員。

○4番

ちょっと言ってることおかしいですよ。一般質問に取り上げてるんだからと今言いましたけど、私、ほとんど黒塗りですよ、これ。文章ありますけど、ちらっと見たら分かります。青い部分、全部黒塗りです。ありますよ。わざと隠してるんですよ。なぜか。みんなのためですよ。個人情報も入ってるからです。ちょっとそれはおかしいでしょう。答弁が苦し過ぎます。こんなおかしいじゃないですか。せめて原状回復、普通するでしょう。やられたことありますか。名前とともに全部ですよ、相談した内容を全部ですよ、文章にして渡してるんですよ。そのいきさつは言えないんですか。それは個人情報なんですか。それも、間違ったいきさつを書いておられるんですよ。それを、町なのか、出元は不明ですけども、少なくとも町のどなたかが作られた文章が育友会の数名に渡ってるということです。何か物すごいごっちゃになってますし、そもそも34条違反になってないというのが話になってないですけどね。ちょっとむちゃくちゃですね。

この件については、もうこれ以上話しても仕方がないので、私からすれば容疑者はいるというのはもうはっきり、そこだけは分かったので、あとは原状回復ですね。じゃあもう原状回復、今の現時点ではしないということですね。論破されないといけないですか。普通ならするでしょう。勝手に名前を出して。相談してる身になってくださいな。相談を内緒でしてるんですよ。全部秘密でしていただいたのに、大きくなった瞬間、守秘義務がある方が守秘義務でない方にまで話は行き、さらにそれを普通なら否定するんですよ。こんな話あるんやけど、どうですか。いや、こんな話ないんですというのが守秘義務ですわ。否定しなくちゃいけないのに、肯定した文書を出してるんですよ。普通に考え

たらあり得ませんよ。そこですよ。部長関係ないと言われたらそうかもしれないですけども。いや、もうちょっと危機感を持ってくださいな。ほかもそうなんですよ。

これ、冒頭にも出てきましたけどね、職員やっぱり漏れてしまってるんです。私、その場では説得して、今回から気つけるように言いますんでというふうにしてやってるんですけど、やっぱりね、今の部長の答弁見てても、個人情報を守ろうとか、秘密を守ろうとか、守秘義務とかという考えが物すごい浅い気がします。やはりそこは気をつけていただきたい。もちろん、先ほど部長の答弁にもそれありましたのでね、今後も気をつけていきますというのは答弁はあったんですけどね、より一層、これはお願いしておきたい。

それと、再教育ですね、個人情報というのは大切なんだよという、もう大抵分かってると思いますけれども、私たちも気をつけています。住民さんから聞いた個人情報はもちろん漏らしませんし、あってないようなもんです。ちょっとね、その責任と原状回復については今後の課題としたいと思いますので、これ以上話しても仕方がないので、また9月議会について話させていただきます。この件については、もう結構でございます。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、井戸議員の大きな2点目の障がい児教育における福祉サービスの時間数についての御質問にお答えいたします。

まず、放課後等デイサービスは、授業の終了後、または学校の休業日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの必要な支援を行うサービスで、利用日数については、一月当たり、標準月、10日までとしており、個々の状態に応じて利用日数を決定しております。

行動援護は、知的障がい、または精神障がい者により、行動上著しく困難を有する障がい者等であって、常時介護を要する者につき、危険回避のための救護や外出時における食事等の援助を行うもので、一月当たりの利用時間は、18歳未満の障がい児については、個々の状態に応じて20時間までとしております。移動支援事業は、社会参加、余暇活動を行うための外出時の移動に伴う支援及び介護等を行うサービスで、単独での移動は困難で、何らかの支援、介護が必要なものとなっており、一月当たりの利用時間は、個々の状態に応じて月20時間までとしております。

これらの福祉サービスに応じた利用日数や利用時間数は、他市町村の状況も

参考にしながら、西和7町で協議を行い、一定の基準を作成し、利用者の個々の状況によって利用日数や利用時間数を決定しております。

議員御指摘の発達医学等の専門的な見地を踏まえた協議をし、基準を定めることについては、個々の利用者の容体、心身の状況に応じて対応しているため、明確な基準を定めることは困難であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

井戸議員。

○4番

個々によって違う、これもよく分かるんですけどね。ただ、気になるのはですね、7か町の担当者会議、今回7か町で決めているということなんですけども、7か町の担当者会議で、では何を基準にして決めてるんでしょう。やっぱり医学的なね、どうしてもやっぱり一定のラインを引きながら、やっぱり基準で決めていかないと、本来は駄目やと思うんですね。そうじゃないと、やっぱり整合性といいますか、平等性ですよ、平等性がちょっと担保できないのではないかと、それはもちろん思います。もし、分かっている範囲で結構なんですけども、7か町で、今の制度で、大体何十時間と決めてる基準というのは、何を参考にされているのか、どのような感じでされてるのかですね、まずそれをお聞きします。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

利用日数、利用時間の決定に当たって、どういう決定かというような御質問であったかと思えます。

利用者の障害者手帳の状況や病院での診断内容、現在の生活状況を記載したフェースシートというものがございます。利用者の情報把握として、児童や保護者からの身体機能や精神機能、家族の支援状況を聞き取るアセスメントシートというのもございます。こちらの聞き取り等の調査によって利用日数や利用時間を決定しております。

なお、状況に応じてですけれども、学校等の生活状況や他の支援なども確認しながら判断をさせていただいてるところでございます。

○議長

井戸議員。

○4番

ちょっと質問が難しかったですよね。そのフェースシートとかは分かっている

んですけども、そうではなくて、フェースシートがこれぐらいであればこれぐらいの時間数を与えましょうと、そういう意味で聞いたんですけども、そこは、分かる範囲でいいですよ、分からなかったら結構ですし。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

具体的な基準ということでお尋ねです。ただ、総合的な判断がされますので、この場合はこれ、この場合はこれというのは、個々には一定あるんですけども、それを総合的に判断した上でこうですよということを決めているということで、一概にこういうケースはこうというのはちょっとお答えにくいんで、御承知いただきたいと思います。

○議長

井戸議員。

○4番

本当、こういう問題は、まず医学的な見地に基づいて、子どもさんにとって一番いい部分は何かということを考えないといけないんですね。そう考えたときに、今の答弁であれば、ちょっともう質問的になんですけど、ちょっと確認となるんですけども、普通に考えてしまうと、今の決め方ですと、医学の見地に基づいてができない。要は、医学の見地が場合によってばらばらなのか、医学的の根拠をなしに決めてしまってるのか、ちょっとこの辺が分かりづらいんですけども、ちょっともう一回説明しますね。普通聞くと、2択になってしまうんですけども、要は、医学の見地の観点からすると2択になるんですけども、医学の見地に基づいていて、今ばらばらなんですよね。ばらばらであれば、医学の見地が学説によってばらばらという可能性が出てきます。そうなのか、医学の見地はあるんですけども、それを採用していないのかの2択になると思うんですけども、ちょっとその辺、教えていただけますか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

具体的に医学的な見地があるのかないのかと、もうはっきり言ってあるのかないのかという御質問です。ただ、答えにくいですけども、ないと言わざるを得ないかなとは思っております。

○議長

井戸議員。

○4番

なるほど。医学的見地がないという発達医学ね、子どもさんにとってはちょっとかわいそうかなという部分もあるんですけども。なぜこういうことを言うかといいますと、7か町では20時間、大体そんなもんで決まっていますけど、例えばですけど、大きな奈良市、20万人以上の都市ですよ、20万人以上の都市が、移動支援は大体20時間、一定にしてるんですよ、行動援護が40時間で一定にしてるんですよ。片や、12万人ぐらいの12町の都市はですね、どちらかという低い設定で、あまり20時間、行動援護も、奈良市が40時間であれば、ここで言うと20時間なのか25時間か、ケース・バイ・ケースですけども、やはり少ないんですよ。となってくると、同じような状況の子が上限が決まっていってしまうと、医学的に同じ症状の子が、奈良市では40時間受けれて、ここ平群町に住んでいる限りでは20時間しか受けれないという、要は行政の平等性の観点ではちょっと差が出てくるんですよ。これがあると思うので、これを埋めるべきではないかと思うんです。

だから、平群町もですね、一応7か町のメンバーですし、やはりそこは積極的にちょっと言っていたきたい、そう思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。医学的見地に基づいて、奈良市とも折衝しながら、出来たら奈良市に合わせるという形がベストなんだろうけれども、医学的見地が今出てない状況なので、あれなんですけども、やはり、住民ニーズという意味では足りてないというふうなところが、もちろん足りてる方もおられますけども、上限に関しては、やっぱり足りてない方もおられるのも事実なので、ぜひともそれを積極的に7か町の担当者会議の場で、メンバーですので提案していただきたいと思うんですけども、その辺、答弁よろしくお願いします。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

井戸議員、公平性が大事ですよということでおっしゃっていただきました。確かに公平性が大事ということで、広域7か町の中においても、一定の統一的な基準を設けましょうということで運営していております。ただ、奈良市に合わせる、合わせないというようなお話でございますが、そういった話も含めて、利用者のニーズにのっとった形で、広域7か町の会議、年に数回やっておりますので、そちらの中では、積極的になるかどうか分かりませんが、意見交換はきっちりさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長

井戸議員。

○ 4 番

一応、前向きな答弁いただきましたので、本当にね、窓口行って泣く、いやこれね、特に福祉はそうなんですけども、国や県もそうなんです、物すごい冷たい部分があるんです。ニーズに合っていない部分がたくさんあるんです。今回もね、本当にそういう部分があるかもしれません。ある可能性も十分あるんですね。ですから、やはり住民のニーズと医学的ないろんなことを考えて、本当に前向きに検討していただきたいと思います。本当に前向きな答弁いただきましたので、これで結構でございます。

私の一般質問はこれで終わります。

○ 議 長

それでは、井戸議員の一般質問をこれで終わります。

午前 11 時ちょうどまで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前 10 時 46 分)

再 開 (午前 11 時 00 分)

○ 議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○ 議 長

発言番号 3 番、議席番号 9 番、山田議員の質問を許可いたします。山田議員。

○ 9 番

議長の許可を頂きましたので、通告に基づいて質問させていただきます。町当局並びに町長のお考えをお聞きします。

1 点目は、戸籍等の不正取得について、大きな 2 点目は、168 号バイパス沿道の潤いと開発事業計画の進捗状況及び地区計画について、大きく 2 点についてお伺いいたします。

まず、戸籍等の不正取得についてお伺いいたします。

2021 年 8 月、栃木県行政書士会所属の岩崎一郎行政書士が探偵業者の依頼に応じて、他人の戸籍謄本や住民票を不正に取得したとして逮捕されました。岩崎行政書士は、2017 年頃から、少なくとも約 50 社の探偵業者から依頼を受け、職務上請求書に、損害賠償請求に伴う書類作成などと虚偽の理由を記載して不正請求を繰り返し、計 2,600 万円もの報酬を受け取っていた可能性があるとのこと。奈良県内の市町村の戸籍住民票の取扱い担当課への岩

崎一郎行政書士名の職務上請求書は、現在のところ、5市町で21件が確認、発見されました。

弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理人、行政書士の8士業は、義務づけられた職務上請求書で、行政の戸籍等は、窓口並びに郵便請求によって、全国の市町村で住民の戸籍等を取得することができます。しかし、8士業の中には、興信所、探偵業者等から有償で依頼を受け、職務上請求書で戸籍等を不正取得する事件が相次いで発生しています。また、過去には、第三者が委任状を偽造して不正取得した事件も発生しています。この要因は、職務上請求書の使用目的欄に相続関係、紛争処理などと書かれていることが多く、事務的に処理する行政職員には不正請求かどうか判断することが困難であるのが現状です。

そこで、全国の幾つかの市町村では本人通知制度を導入し、不正取得の予防に努めています。その制度は二つに大別されます。

事前登録型本人通知制度。これは、事前に登録した者に対して、第三者による戸籍謄抄本等の取得があった場合に、取得の事実を通知する。また、被害告知型本人通知制度。これは、不正取得事件として確定した場合は、被害者に対して不正取得の事実があったことを伝えるという制度です。

奈良県下の全39市町村では、平群町も含め、事前登録型本人通知制度を導入していますが、本人通知制度は法律に基づいてつくられた制度ではないため、制度内容が異なり、制度の趣旨が異なるほか、事前登録型本人通知制度は、市町村によって登録期間が異なります。

一方、本人通知制度の導入に対して、日本弁護士連合会が2009年に、戸籍謄本等取得に関する本人通知制度に関する申入れ書を、さらに、奈良弁護士会も、戸籍等の交付申請をされた本人が保全処分や強制執行をされることを察知して、財産を隠蔽するおそれがある、遺言者が推定相続人に知られずに公正証書遺言を作成しようと思っても、その本人の戸籍等を第三者請求した際に知られてしまうことを恐れて作成を躊躇する等の理由により、本人通知制度に関する意見書を各市町村に提出し、反対を表明しました。

これを受けて、裁判・紛争手続で使用する場合は通知対象外とする市町村があるようですが、これは、本人通知制度の本来の目的、効力をなきものにしていきます。

この問題の結論としては、日弁連は、戸籍等の不正取得が現存する被差別部落への結婚差別や就職差別のために使われているとの事実を目を向けることなく、業務に関わる問題点のみあげつらうものであり、もっともっと人権を確立するための視点を持つべきだと考えます。

そこで、平群町の考え方及び現状についてお聞きします。

①これまで、平群町に対し、岩崎一郎行政書士による戸籍等の不正取得請求は行われているのでしょうか。また、請求された経緯があったのであれば、その件数は何件あったのでしょうか。

②これまでに、その他の不正取得事件と思われる事件は発生しているのでしょうか。

③事前登録型本人通知制度の通知希望登録件数は現在何件あるのでしょうか。また、登録有効期間について、平群町は期限がなく、本人死亡や取下げ等の届出がない限り有効と聞いているが、間違いはないのでしょうか。

④事前登録型本人通知制度によるこれまでの本人通知件数は何件あるのでしょうか。

⑤奈良弁護士会の意見書に対し、平群町の考え方、対応はどのようにされているのでしょうか。

⑥本人通知制度による本人通知の際、請求者の個人情報等はどこまで伝えるのでしょうか。また、それは無償で通知するのでしょうか。

⑦事前登録型本人通知制度の登録件数拡大のための啓発等の取組はどのようにされているのでしょうか。

⑧被害告知型本人通知制度の導入についても必要な対策であると思いますが、町はどのように考えておられるのでしょうか。

大きな2点目は、168号バイパス沿道の潤いと開発事業計画の進捗状況、用途地域及び地区計画の見直しについてお伺いいたします。

第2阪奈道路までの小平尾バイパス完成が間近になってきた今、バイパスの潤いはこれまで以上の大きな役割を持ち、町の活性化、まちづくりにとっても重要不可欠なものであります。私は、令和2年12月議会や令和3年3月議会でも同様の質問を行いました。その後、様々な状況の変化も起こっているようなので、現在の状況及び町の今後の考え方について、再度お聞きします。

まず、①は、上庄地区バイパス東側工場誘致計画区域の工場誘致計画進捗状況についてであります。この件については、令和3年3月議会の質問で、地権者を通じて計画が進められていると聞いており、地権者と連携を取り、事業化に向けて取り組んでいきたいとの答弁でありました。当時、コンサルタント会社による地元地権者との協議を含め、工場誘致の土地利用計画が進められていたことは、ある地権者の方よりお聞きしていましたが、誘致計画は進んでいるのでしょうか。町として、どこまで把握されているのでしょうか。

次に、②は、三里交差点北東部分の住宅開発についてお聞きします。

全体開発面積及び住宅計画区画数はどのような開発計画になっており、住宅

建設開始目標予定時期はどのような計画、申請になっているのでしょうか。

③は、セブンイレブン北側の開発工事についてお聞きします。

令和3年3月議会の質問に対し、コンビニとガソリンスタンド北側、バイパス東側の約1ヘクタールを2区画の敷地に分けて事業計画が進められている。大井手路線寄り約4,000平米に配送センターが出店予定。残り、バイパス寄り6,000平米は出店予定されていたが、コロナの影響で出店が厳しくなったと聞いているとの答弁でした。その後、大井手路線寄りには配送センターが予定どおり出店、バイパス寄りには現在、造成工事が進められていますが、開発目的、計画建物用途等については、工事周知看板にも明記されていないようですが、どのような計画になっているのでしょうか。

④は、椿井地区・元コーナン開発跡地の今後の土地利用計画及び現在の状況についてお聞きします。

まず、これまでの経過を振り返ってみますと、平成23年5月、定期線引き、用途変更を実施。椿井地区・地区計画を含めた土地計画決定、その後、平成24年12月、コーナン商事株式会社による大型店舗誘致計画がスタート、平成27年、事実上計画断念、平成28年、福井県に本社を置く株式会社プラントが大型店舗出店計画の意向を表明、令和2年8月、計画断念、現在に至るといいう状況であり、令和2年12月議会でも同様の質問をいたしました。

平群町の玄関口として、10年間にも及ぶ、あまりにも荒廃した状況が続き、町のイメージダウンにもなっている現状となっている。しかし、現在の地区計画の規制では、大型店舗としての土地利用しかできないのが現状となっている。計画が未定の状況であれば、早急に地区計画の見直しを行い、今後、この地区をどのような都市計画の方向性を持って誘導していくのかを示す必要があると思う。その一つとして、168号沿道には小型飲食店舗等の誘導、その東側については、住宅敷地の開発行為として、1団地の形成が図れる地区計画を制定してはと思うが、いかがかという質問に対し、地区計画見直しについては、平群町都市計画マスタープランの土地利用方針として、土地利用沿道サービスゾーンと位置づけ、民間活動を重視した計画を行っているところであり、現在、計画に沿った商業施設等の誘導を図っているところです。地区計画見直しは、地元地権者の全面的な協力が大きな鍵となり、協議なしに行えない。慎重に検討してまいりたいとの答弁でした。

④－(1)、当時の状況として、椿井地区出店計画状況については、大型店舗2社から問合せがあるが、具体的な協議には至っていないとのことでしたが、その後どのようなようになったのでしょうか。

④－(2)、用途地域の線引き変更については、地区計画の変更と違い、おお

むね10年のスパンで見直されてきた定期線引きが、市町村の意向により、県との協議、手続を行えば、随時変更できる方針で進められていると耳にしましたが、その状況及び方向はどのようになっていくのでしょうか。

④－(3)、それであれば、令和5年5月に向けた平群町都市計画定期線引きには恐らく間に合いませんが、引き続き、随時の用途変更が可能というのであれば、出店計画が進まない場合、早急に樺井地区の地区計画の変更により、バイパス沿道は店舗建設用地とし、その東側は戸建て住宅や共同住宅の建設促進、または、近隣商業地域への変更による大型物流倉庫等の建設も可能になることも視野に入れ、用途並びに地区計画について、地権者を含め、協議していくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

④－(4)、道の駅北側コンビニとガソリンスタンド東側約8,500平米と、バイパス西側約1.5ヘクタールについては、令和3年3月議会の質問に対し、現在のところ、具体的な土地利用計画は出てきておりません。今後は、バイパス沿道の土地利用状況の変化など、必要に応じて計画の見直しを行います。都市計画マスタープランは、基準年次が平成27年で、計画期間が20年間です。スケジュールとしては、中間年次に当たる令和7年に計画の見直しを行う予定との答弁でしたが、その後何か動き、相談はありましたでしょうか。

⑤は、その他、バイパス全体を通して、沿道の開発工事計画の新たな問合せ、申請等も行われているのでしょうか。町として、誘致・誘導はどのように考えておられるのでしょうか。

以上、大きく2点について、明確な御答弁をお願いいたします。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

山田議員、大きな1点目の御質問、戸籍等の不正取得についてお答えします。

まず、小さい1点目です。岩崎一朗行政書士による不正取得請求は行われていたのか、その件数は何件あったのかについてです。

過去5年分を調査したところ、不正取得に該当するか判然としませんが、岩崎一朗行政書士による請求は1件ありました。

小さい2点目の不正取得事件と思われる事件は発生しているのかについてですが、不正取得事件の確認については、ニュース等での情報のみで、確定した案件が通知されるものではありません。よって、この事件以外では承知しておりません。

小さい3点目の本人通知制度の登録件数は何件あるのか、登録期間について、本人死亡や取下げ等の届出がない限り有効であるのかについてですが、令和4

年5月末時点での登録件数ですけれども、22件となっており、その登録期間については、本人死亡や廃止届がない限り有効となっております。

続いて、小さい4点目の本人通知件数は何件あるのかについてでございます。

平成27年4月1日の制度開始以来、通知件数は全部で16件であります。

5点目の奈良県弁護士会の意見書に対し、町の考え、対応はどのようにしているのかについてです。

本人通知制度は、第三者に交付されることを知ることで、不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的としておりますので、第三者からの請求に対しては、本人へ通知しております。また、第三者には、職務上必要な場合に戸籍住民票を請求することが認められている弁護士などの8士業も含まれております。

6点目の本人通知の際の請求者の個人情報とはどこまで伝えるのか、無償通知するのかについてでございます。

本人への通知については、第三者からの住民票や戸籍等の請求があったことのみを記載した書類を無償で通知しております。

小さい7点目の本人通知制度の登録件数拡大の啓発等の取組についてですけど、啓発の取組といたしましては、ホームページに常時掲載して周知を図っているところでございます。

最後、8点目の被害告知型本人通知制度の導入についてですが、事件が確定した場合の対応は必要であると考えております。今後、近隣の状況等を見ながら、制度の導入については調査研究してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山田議員。

○9番

それでは、何点か再質問させていただきます。

まず1点目は、岩崎一郎行政書士による不正請求が1件あったということなんですけど、これは、請求された地域や、その請求の目的について、ちょっとお答えいただけますか。地域については答えられるのかどうか分かりませんが、答えられる範囲でお願いします。

それと、②で、これまでの不正取得事件は承知していない、不明だということで、もちろん、特にそういう事件があったということで、法務省なり県、国から通知があるわけではないので、なかなかそのアンテナを張って調べるのも大変なので分かりにくいと思うんですけども、この岩崎一郎行政書士が不正

取得で逮捕されたということについては御存じだったのかどうかお答えいただけますか。

③は、事前登録型の本人通知制度の通知希望登録件数なんですけど、22件ということで、決して多くはないんだなというふうに思います。周知がされているのかどうかということだと思うんですけど、平群町は有効期限を設定していないということで、一度登録したら、そのまま登録がずっと本人さんが亡くなるまでやれるということで、それはそれで、よくやっていただいているなということで、これはこれで結構です。③は答弁結構です。

④、これまでの本人通知件数というのは、約7年間で16件。これは、第三者ということで、8士業も含んでると思うんですけど、第三者の委任状の申請も含んでるのかな。それと、行政間の中での請求は含んでないのかなと思うんですけど、その辺の確認をもう一度答弁願います。

⑤は、奈良弁護士会の意見書に対し、平群町の考え方なんですけど、先ほど言いましたように、8士業も含んで、第三者からの請求は通知しているということなんですけど、これも、今後もそのような運用をお願いしたいと思うんですけど、ちょっと要綱を見てますと、非常にちょっと分かりにくい部分があるんですよ。その辺、文言の分かりにくい部分があると思うんですが、その辺はもうちょっと分かりやすく整備願いたいんですが、その点についてお答え願います。

6点目は、本人への通知は請求者の個人情報はどこまで言うのか、また無償で通知するのかですが、請求があったという通知のみを無償で通知するということなんですけど、これは、その本人の開示請求があれば、開示請求によって、請求者や請求目的、それから請求人、そういうものを含めて開示するのかどうかということについてお答え願います。

それから、7点目は、事前登録型本人通知制度の啓発なんですけど、ホームページに通知するということなんですけど、いろんな場所、人権集会や人権啓発活動においても周知していただきたいなと。パンフレットやリーフレット等にも、冊子にもこういう登録制度がありますよということも周知していただきたいなと思うんですが、今後、その辺はどうお考えでしょうか。

それから、8点目です。被害告知型本人通知制度の導入についてどう考えておられるのかということなんですけど、事件が確定した場合の対応は必要と考える、近隣の状況も見ながら調査研究していくということなんです。確かに、なかなか先ほど言いましたように、それが通知されるわけじゃないので、大変難しい部分があると思うんですが、ちなみに、京都府の亀岡市では、被害告知型本人通知制度を実施されているようなんですね。この問題は、先ほど通告の

中でも申しましたが、大きな人権問題に関わるものでありまして、何のために調べてるかという、部落地名総鑑、全国の被差別部落の所在地を示した違法な本の出版が現実に行われています。それと照らし合わせたときに、住所であったり本籍を見ることによって、被差別部落出身者であるかどうかというのを見分けられるというか、分かるというか。そのために、そういうことにも利用される部分が多いわけです。そのことで、結婚や就職差別が現実的に起こるわけです。今、まだまだ被差別部落に対する結婚や就職差別はなくなっていない。現実的に、私もこれまでにそういう差別を受けたこともございます。

そういうことをなくしていく一つとしてもですね、そんな特定できる地名総鑑もなくしていかなければならないし、差別自身を、あらゆる差別をなくしていくということも大切なんで、そういう意味で、個人情報漏えいといいますか、先ほど井戸君の質問があったのは、ちょっと少し違うんですけども、こういう事件という判断は非常に難しい部分があると思うんですが、要望としては、不正取得が明らかになったとき、いろんな媒体、いろんな情報から不正取得だったということが分かったときは、人権を守るという観点から、柔軟に被害者に対して告知等の連絡等を検討の上、実施願いたいと思うんですが、その辺について、再度御答弁お願いいたします。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、山田議員の再質問にお答えさせていただきます。ちょっと点数多いんで、ちょっと答弁漏れになるかも分かりませんが、順次お答えさせていただきます。

まず1点目、その地域、請求目的というお尋ねであったかと思えます。地域については、当然お答えできませんけれども、請求目的につきましては、大まかな表現でいたしますと、今回の請求については、相続関係の請求であったということでもあります。

二つ目、不正取得であったかどうか、それは承知してたのかということでございます。そちらについては、当然承知してなかったということでもあります。

あと、3点目、4点目の通知の関係です。

通知について、行政間の請求、やり取りについては含んでおりません。含んでおるのは、第三者からの請求のみということになっておりまして、その第三者からの請求、実際、本人が頼まれて委任したといった場合も含まれているということでございます。

次に、あと、要綱の不明瞭な部分ということの御指摘です。

こちらの要綱については、もう一度ちょっと内容を精査した上で、議員御指摘のように、ちょっと不明瞭で、解釈上、誤解を招くようなものがあるということであれば、きっちり対処させていただきたいと思います。

続いて、本人の情報公開による開示の状況のお尋ねであったかと思えます。

開示につきましては、印影以外につきましては、全て開示しているというところでございます。

続きまして、今後の周知についてですけれども、こちらについては、当然私どもも人権問題について等は、きっちり大切な問題であると認識しておりますので、いろんな機会を通じて周知は図ってまいりたいと考えております。

最後に、被害告知型の件でございます。

こちらについては、議員、例示的に部落差別の問題も提示してきました。本町としましても、人権問題は重要であると考えますので、こちらは町として検討させていただきたいということでお答えさせていただきます。

○議 長

山田議員。

○9 番

ありがとうございます。先ほど言いましたように、岩崎一郎行政書士の不正事件については知らなかったということで、仕方がないのかなというふうに思います。

あとは、要綱については精査していきたいということ。あと、本人請求によっては、本人の開示請求で請求者、請求目的等も開示するという事なので、引き続き、本人が不正なのかどうかという判断をする上でも必要なことだと思いますので、よろしく願いいたします。

あと、ホームページについても、いろいろと、ホームページだけでなく、いろんな啓発活動をよろしく願います。

それから、被害告知型本人通知制度なんですけど、非常に判断が難しいというのは、先ほど言いましたように、部分があると思うんですが、そういうことが分かった不正であるということが、先ほどのように、逮捕されるとかそういう確定的なことがありましたら、そういうことを通知できるような制度にも検討をお願いしたいと思います。

再質問は特にありませんが、平群町の人権施策というんですか、今回、この8土業の要望があってもですね、個人個人の人権というものを大切にするという観点から、本人に告知、通知するという事を平群町は進めていただいている、その点については本当に評価したいと思います。これまで、人権交流センターの統合も含めて、同和対策が一般施策に移行されたといえ、数十年前から、本

町の人権施策に対する取組、とりわけ部落差別や同和対策に対する行政の責務という観点からも、本町の姿勢に疑問を持つという部分もありましたが、この問題に関しては、適正な対応をいただいていると思いますので、今後も引き続きお願いをいたしまして、この問題に対する一般質問、1点目に対しては終わります。

2点目、よろしく申し上げます。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、山田議員御質問の大きな2項目め、168号バイパス沿道の潤いと開発事業計画の進捗状況、用途地域及び地区計画の見直しについてお答えいたします。

1点目の上庄地区バイパス東側工場誘致の計画についての進捗状況でございますが、令和2年度末から令和3年7月にかけて地元協議や事業説明会があったようですが、残念ながら、地権者とは合意に至らず、計画は進んでいないと聞いております。

2点目の三里交差点北東部分の住宅開発ですが、開発面積は5,565平米で、うち宅地戸数が24、公園1か所、調整池1か所、ごみ置場1か所が設置される予定となっております。また、完了時期ですが、事業者にお問い合わせのところ、今月末には開発の完了検査を終えるスケジュールで施工していると聞いております。

3点目のセブンイレブン北側の開発計画については、平群町土砂等による土地の埋立ての規制に関する条例に基づく許可に基づきまして、暫定的に青空駐車場を目的とする整地が行われております。

4点目の小さな1点目です。椿井地区、元コーナン跡地の土地利用計画についてですが、事業者が関係機関と協議を進められていますが、町との具体的な協議には入っておりません。

小さな2点目、都市計画の区域区分の変更、いわゆる定期線引きの見直しについてですが、議員がお述べのように、県の方針としては、これまで行われてきた定期線引きについては、令和5年5月の県の都市計画決定以降は、各市町村の申入れによる協議の上、随時見直し、検討を図っていくと示されております。

小さな3点目、椿井地区の用途地域や地区計画について、地権者を含めて協議すべきとの件ですが、現在事業者のほうで関係機関と協議中ということですので、まずはその動向を見ながら、町としては、できるだけ早期に事業着手で

きるよう協力してまいりたいと考えております。

小さな4点目、道の駅北側コンビニとガソリンスタンド東側の開発及びバイパス西側の土地利用計画ですが、事前調査などの問合せはありますが、具体的な相談はありません。

最後、小さな5点目です。その他、バイパス全体を通して、沿道の開発工事計画の新たな問合せ、申請等の件ですが、こちらについても、具体的な問合せはありません。また、町としての誘致・誘導の考え方ですが、バイパス沿道の土地利用方針として、周辺の景観や環境に配慮しながら、多様な買物ニーズに対応した商業施設の立地を促進し、利便性やにぎわいを核とした町全体の活性化の展開を図っていきたいと考えております。そのような方針に合致するようであれば、企業のニーズにもできるだけ応えるよう、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

山田議員。

○9 番

それでは、何点か再質問させていただきます。

上庄地区の工場誘致なんですけど、1年近く協議を進められていたけども撤退をされたようですね。私も、事務所としてお借りされていたところが撤退されたようなので、そうなのかなと、コンサルさんがね、思いました。残念とか言いようがないというか、地権者のいろんな意向もなかなか合わなかったという。今後、どこに問題があってどうなのかということも町は、本来、そのコンサルさんが撤退された理由とかも含めてですね、知っておくことも必要かなと思います。答弁結構ですけども、できれば、なぜそうなったのかということ、地権者の方でもいいですけど、聞き取りをしながらですね、町自体の計画もそのところは考え直すというか、訂正するところは訂正しなければ、一向に進まない状況なので、それは答弁結構ですけど、今後検討をお願いしたいと思います。

それから、三里の交差点なんですけど、北東部分の住宅開発なんですけど、住宅が24戸で公園1、調整池1、ごみ置場1、6月末には開発が完了する予定ということですが、ここは確認ですけど、何か一番ややこしいところなんですけど、第一種低層住居専用地域と一部市街化調整区域が近くにあるんですけど、全て一種低層の用途地域かなと思うんですけど、その辺の確認と、24戸の区画が開発されるということは、まだまだ本町に対して住宅を購入される需要が、利便性のいいところは特にまだまだあるのかなと思うということで、本当に、

平地部である樺井なんかも、その方向でも考えるべきかなと改めて思いました。そのことについての答弁はまた後で結構なんですけど、このところでは、今現在、あちこちでミニ開発、道路位置指定と言われるものが増えてきております。当然500平米以下の開発になると思うんですが、道路を造ってですね、何年かかけて、1年ごとに新たに延伸させるというやり方で住宅が10戸とかできるんですけど、私のほうの自治会の近所でも、自治会ではないんですけど、ごみ置場はどうされるのかなと思うことがあるんですよね。大きな開発であれば、集団的なごみ置場も設置されてるんですけど、ミニ開発になると、道路と住宅だけですから、ごみ置場も設置されないまま、もともとの旧の置場に置かれる。当然、1軒、2軒であればその自治会も問題ないんですけど、10軒、20軒と、長い年月をかけて増えていくとですね、今の置場だけでは満足できない部分は出てくると思うんですよね。そういう意味も含めて、道路は行き止まりの道路になりますしね、町としては、ある意味、法律にのっとってやられてるわけですから、どうしようもないと思うんですが、その辺については、どういう見解をお持ちかなという、その道路も含めたミニ開発についてお答えいただきたい。

それから、セブンイレブン北側の造成工事なんですけど、土砂条例の許可による埋め戻しで、今現在、青空駐車場という名目ですよね。あそこの駐車場が必要とする需要はほぼないと思うんですけど、名目上そうなってるんですが、そうすることによって店舗等の誘致が促進されるという思いでの地権者の考えだと思うんですけども、そういう意味では、早く有効利用ができればと願うということしかありませんので、これは答弁結構です。

④は、コーナンの跡地なんですけど、以前は大型店舗2社ということで、今現在は、事業者が協議を進められているが、町は協議に入っていないということなんですけど、町の把握されている部分で結構なんですけど、2社でいいんですかね。その点、確認したいのでよろしく。

それから、(2)なんですけど、用途線引き、令和5年5月の都市計画決定以降は随時、町村の申入れで見直しができるようになるということなんですけど、本来はハードルは高いのだと思うんですよね。ハードルは高くても、今までではできなかったことができるということで、その流れというんですか、当然県は実効性や確実性を求めてくるというのも理解できるんですけど、令和5年度からの第6次総合計画や、20年間の中間年に当たる令和7年に計画見直しを行う予定の都市計画マスタープランとの整合というのも問われると思うんですが、その点について、その手続上の流れを、簡単に結構ですんで、お答えをいただきたい。

あと、(3)、(4)、(5)については、同じような再質問になるんですけど、(3)の出店計画が進まないの、今、そういう協議をされているということなんですけど、出店計画が進まないが、できるだけ早期に事業着手できるように協力していきたいというお答えいただいたんですが、それは本当に、これまで何度もぼしゃってるんでね、行政としてできる範囲でですね、あのまま放っておくことは、皆さん誰もがそう思うので、行政ができる部分は協力といいますか、一緒になって進むようお願いをしたいと思います。

(4)は、道の駅の北側部分は具体的な相談はないということなんですけど、今現在はバイパス西側は準住居地域で、バイパス東側は近隣商業地域、物流倉庫等も建設できるんですけど進まないというのは残念なんですけど、町もいろんな誘導に努めていきたいということで⑤でお聞きしてるんですけど、その他のバイパス沿道はもう具体的な問合せはないという、バイパス沿道については、商業施設の立地を促進、その方針に合致すれば柔軟に対応していきたいということなんですけど、コーナン跡地にしても、当初は地元要望に沿った都市計画になっていったと思うんですね。そういう意味で、今後の開発とかの相談についてはですね、商業施設というのだけではなくですね、用途の見直しも含めて、企業のニーズに応えるという、先ほど御答弁頂いたんですけど、今、一種住居でしたかな、コーナンの跡地は。今の状態では、大きな物流倉庫、そんな具体的なことはなかなか来てくれませんが、アマゾンであったり、そういう大きな物流倉庫が建設できない。商業施設であるのが本来の都市計画に基づくものなんですけど、例えばそういうものを建設しようとする、近隣商業地域、準住居地域にしなければならないということも含めてね、用途変更が必要になってくると思う。そういう意味で、もしそういういろんな企業等から要望、相談があればですね、これは住民にとっても利益があるという判断をされたらですね、これまで10年待たなければならない部分もあったと思うんですけど、柔軟に対応いただけるようお願いをしたいと思いますと思うんですけど、その点について、再答弁、よろしくお願ひいたします。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、順次再質問にお答えさせていただきます。

まず、一つ目が2点目関連ですけども、三里交差点北東部分の住宅開発の用途地域の確認であったかと思ひます。この地域については、第一種低層住居専用地域でございます。

次に、ミニ開発によってですね、当然住宅ストックは増えていきますので、

その辺については、人口増に必要な要因と、そういうふうを考えますけども、何分小さな開発でございますので、道路が通り抜けでなく行き止まり、転回場が設置されておりますけども、その辺についての見解の御質問やっただと思いません。

こういった転回場があるような開発については、議員御指摘のように袋小路となりますので、道路としては防犯上好ましくない。これは、不審者が侵入しやすい外から見えない家とか、外からの見通しが悪くなりがちというようなことと言いますと、道路としましては、できれば進めてほしくないとは思いますが、法的に規制することはできないと、そのように考えております。

続いて、4点目です。小さな1点目関連ですけども、椿井地区、コーナン跡地の土地利用計画で、事業者はどんな業者か、2社ということでお聞きになっておりますけども、今現在は、大型ホームセンターと大型スーパーの2社が関係機関と協議を進めていると、そのように聞いております。

4点目の小さな2点目関連です。いわゆる都市計画の区域区分の変更、線引きの見直しの件について、令和5年度以降、随時見直しが検討されていると、その流れ、要件ということでお答えさせていただきますと、今後ですね、区域区分の線引きや用途変更、地区計画の変更協議を県としていくに当たっての要件としまして、議員もおっしゃられましたけども、上位計画である総合計画や都市計画マスタープランの土地利用方針との整合性、地権者や地元との合意形成、そして計画に係る土地利用の確実性の熟度が求められることとなります。

続いて、4点目の小さな3点目から5点目について、ちょっとまとめて再答弁させていただきます。

椿井地区の出店地区の件で、なかなか計画が進んでいないと。このままの状態がええのかどうかというようなことかと思えます。この地区につきまして、町としても、この地区の現状がこれでよいとは思っておりません。この地区は、椿井地区地区計画というその計画の中で、住環境に配慮した、健全で良好な市街地の形成とともにですね、沿道商業地としての計画的な土地の利用を図ると、そういうような土地利用方針も示されておりますので、10年たってもまたこのような状況、決していいとは思っておらない、そうならないように、先ほども申し上げたとおりでございますけども、バイパス全体を通じて、沿道の土地利用方針として、周辺の景観、環境に配慮して、多様な買物ニーズに対応した商業施設の立地を促進して、利便性やにぎわいを核とした町全体の活性化の展開を図っていきたい。その方針に合うようであれば、先ほども言いましたけども、企業のニーズにもできるだけ応えるよう、柔軟に対応してまいりたいと、そのように考えております。

○議 長

山田議員。

○9 番

ありがとうございます。最後のほうで、そういう町の方針に沿うようであれば、企業のニーズに応えるように対応していきたいということなんですけど、そのちょっと真意も、ここで詰めるわけでもないんですけどね、そうなってくると商業施設だけになるのかなという疑問もあるんですけど、先ほど言いましたように、今のコーナンの跡地については、もう放っておくということ、進まないということが一番の問題です。それはもちろん、今協議されている2社が来ていただければ何ら問題ないんですけど、これがもし撤退といいますか、かなわないということになったときには、先ほどちょっと言い間違えましたけれども、今は第二種住居地域だと思うんですけども、住居系の、先ほど言いました物流倉庫にも、相談があればですね、地元地権者の方との協議も含めてですね、一応耳を傾けていただくと、そんな柔軟性を持っていただけるようお願いをしたいと思います。

先ほど部長のほうから答弁ありましたけども、以前にも申し上げました、10年後も同じような状況であったら、これはもう町の責任と思います。土地利用計画については、先ほどから申してますように、柔軟に対応いただいて、バイパス沿道の潤いに伴う町の活性化に向け、よろしくお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議 長

それでは、山田議員の一般質問をこれで終わります。

正午まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 11時53分)

再 開 (午後 0時00分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号4番、議席番号10番、窪議員の質問を許可いたします。窪議員。

○10番

10番、窪でございます。ただいま、議長の許可を得ましたので、先般通告

をさせていただいております5項目について質問させていただきます。

まず、大きな1項目めは、森脇大橋東詰交差点周辺の歩道拡幅の経過と今後の見通しについてを質問いたします。

森脇大橋東詰交差点周辺の歩道拡幅については、これまで令和元年6月議会、令和2年6月議会、直近では令和3年3月議会等で質問してまいりましたが、町の答弁では、本町として、喫緊の最優先課題であり、町を挙げて道路管理者である奈良県へ要請しており、県郡山土木事務所は、令和2年度に測量設計を終え、令和3年度に新規事業化する方向で現在調整を行っており、令和2年の秋には、奈良県郡山土木事務所職員と本町職員で用地協力が必要な地権者に対し、意向確認をしており、地権者からは、事業に協力していただける前向きな回答を頂いている。また、令和2年11月には、奈良県知事宛てに、町長、教育長連名で当該路線の整備推進の要望書を提出。また、本事業を推進していくためには関係地権者の協力が必要不可欠であり、町としても、道路用地等の取りまとめに全面的に協力し、奈良県と連携を図ってまいりますと御答弁を頂きました。それ以降、約1年が経過しましたが、進捗状況と今後の見通しについてお尋ねをいたします。

大きな2項目めは、マイナンバーカードの普及促進についてを質問をいたします。

御承知のとおり、マイナンバー制度は、国民の利便性を高め、行政を効率化し、公平かつ公正な社会を実現する重要な社会インフラであり、これらの機能を十分発揮させるため、マイナンバーカードの普及は不可欠であります。政府は、2022年度末までに、ほぼ全ての国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目標としており、10月からは健康保険証として利用でき、さらにスマートフォンへのマイナンバーカード機能の搭載や、24年度末までには運転免許証との一体化も目指しています。

そこで、何点かお尋ねをいたします。

一つ目、本町においても普及促進のため、無料の写真撮影、職員によるオンライン申請の補助、開庁時間の延長、そして各証明書のコンビニ交付サービス等を導入して取り組んでいただいておりますが、直近の本町の交付件数と、普及率の状況に対する御見解をお尋ねします。

二つ目、マイナポイント事業は、行政手続をデジタル化し、迅速簡単にするため、マイナンバーカードの普及と消費喚起の目的で公明党が推進してきたものでありますが、いよいよマイナポイント第2弾が6月末にスタートし、普及の追い風と期待をされています。今回は、カード取得者が健康保険証と公金受取口座をひもづけることで、最大2万円分のポイントが付与されます。さらに

普及率を上げるため、地方自治体の判断で地方創生臨時交付金を活用して上乘せすることも可能ですが、普及促進のため、本町としてはいかがお考えでしょうか。

三つ目、マイナンバーカードは利便性がある一方で、個人情報漏えいとかセキュリティの安全性など、懸念されている方もおられ、カードの申請をためらう方々も多いとお聞きをしますが、マイナンバーカードの安全性について、どのように担保しているのか、改めて簡単に分かりやすく御説明願います。

4点目、普及促進に向けては、広報活動や、特に高齢者の方々へのサポートが重要と考えますが、本町として、カードの普及促進に向けて、今後どのような取組を考えられていますか、お伺いをいたします。

大きな3項目めは、ヤングケアラー支援の強化についてを質問いたします。

家族の介護や世話などを日常的に行う18歳未満の子ども、ヤングケアラーへの支援を強化するため、政府は、今年度から3年間を集中取組期間と決めました。昨年6月に県内公立中学校3年生及び県内公立高校の全生徒を対象に実態調査を行った公表結果は、ヤングケアラーについて「聞いたことがない」と回答した中学生が80.7%、高校生が74.2%と、認知度が大変低い現状でした。また、家事や家族の世話を日常的に行っている生徒のうち、その頻度が「ほぼ毎日」、「週3日～5日」と回答した中学生は全体の9.7%、約10人に1人、高校生は全体の9.0%、約11人に1人という結果でした。また、家事や家族の世話をしていることに対して、「何らかのきつさを感じる」と回答した中学3年生では43.4%、高校生では30.7%に上りました。

一方、政府は、昨年の中高生の実態調査に続き、今年1月に小学生を対象に実態調査を行い、小学6年生では約15人に1人に相当する6.5%で、兄弟の世話が最多である実態が判明しました。また、世話をする児童の半数以上は「特にきつさは感じていない」と回答、家族の世話による制約も6割以上が「特にない」と答えており、この点について、厚生労働省は、支援の必要性を自覚していない児童が一定程度いると見ています。また、中高生と同様に、欠席や遅刻、早退をすると答えた割合が高く、学業や健康への影響が懸念されます。

本年3月31日、ヤングケアラー支援体制強化事業実施要綱が厚生労働省より発出され、ヤングケアラー実態調査・研修推進事業及びヤングケアラー支援体制構築モデル事業の内容が明らかになったことを踏まえてお尋ねします。

一つ目、ヤングケアラーの本町の小中高の実態把握について。

二つ目、本町のこれまでの支援の取組について。

三つ目、早期発見を行い、適切な支援を行うため、ヤングケアラーの社会的認知度向上のための今後の取組について。

四つ目、福祉、介護、医療、教育等といった様々な分野が連携し、対応することが重要であります。本町の連携体制の構築と相談窓口について。

五つ目、国は自治体への支援として、実態調査や関係機関の職員研修に対して、財政支援や自治体と関係機関、支援団体をつなぐヤングケアラーコーディネーターの配置、訪問支援事業も行います。国の財政支援をしっかりと活用し、まずは本町としても実態調査を行うべきと考えますが、今後どのような具体的な支援策をお考えか、お尋ねをいたします。

大きな4項目めは、平群町食品ロス削減推進計画の策定における今後のさらなる取組についてを質問いたします。

まだ食べられる食品が捨てられる食品ロス削減は世界共通の課題であり、国連のSDGsにもターゲットの一つとして掲げられており、具体的な目標は、2030年までに、小売・消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食料廃棄を半減させることで、目標達成には一層の取組が欠かせません。これを受けて、日本も、家庭系及び事業系の食品ロスを2030年度までに2000年度比の半分、約489万トンまで減らす目標を定めております。

昨年11月30日に政府が発表した19年度の国内の食品ロス量は、前年度比で約30万トン減の約570万トンで、12年度に詳細な統計を開始して以来、最大の減少幅となり、初めて600万トンを下回りました。食品ロスの内訳は、事業系が15万トン、家庭系も15万トンの減少で、政府は減少の要因として、2019年に食品ロス削減推進法を施行し、国民運動として削減に取り組んだことが大きいと説明をしております。私もこれまで、平成28年3月議会、令和元年6月議会などで平群町食品ロス削減推進計画の策定を要望してきましたが、近隣でもいち早く本年4月に策定をしていただき、高く評価をしております。今後は実効性のあるものにしなければなりません。

そこで、何点かお尋ねします。

一つ目、平群町食品ロス削減推進計画の概略と、住民や事業者への周知について。

2点目、食品ロス削減に向けた普及啓発の今後の取組についてお尋ねします。また、園児や小学生を対象とした環境学習として、食品ロス削減啓発ポスターの作成等で、子どもから家庭へ波及することも併せて検討が必要ではないでしょうか。

三つ目、食品ロスのうち、家庭で発生するものの中に、買い過ぎた食材や贈答品が余ってしまう場合、フードバンクなどを通じて子ども食堂や福祉団体に贈るフードドライブへの寄附なども大きな削減効果があります。私も提案をさせていただき、既に実施していただいておりますが、イベント開催時や実施場

所が常設窓口ではないため、まだまだ住民の皆さんは御存じなく、寄附がしにくい
ため、できる場所から常設のフードドライブ窓口の設置に改善する必要がある
とありますが、どのようにお考えでしょうか。

四つ目、町内飲食店や小売店が一体となって協力しやすい環境を整備するた
め、町と町内事業者との食品ロス削減に関する協定などを結んではどうでしょ
うか。

五つ目、食品ロス削減は、町民、商工、福祉、学校と多面的な側面があり、
取組が担当課ごとに必要であり、課の連携が必要と考えます。今後、さらなる
推進に当たっては、全庁的な体制整備をどのように考えておられますでしょ
うか。

最後、大きな5項目めは、町公式ホームページのさらなる情報発信を質問い
たします。

これまでから幾たびも、スピーディーで正確な情報発信を強化するため、議
会で質問してまいりましたが、昨年、公式ホームページのリニューアルにより、
タイムリーに担当課が情報発信できるようになったことや、ほかにフェイスブ
ック、ツイッター、公式LINE等を開設いただき、最新情報を発信していただ
いている御努力に対して、まず評価をいたします。

さて、私は毎日、何度も平群町公式ホームページを開きます。最近では、ト
ップページが、これまでずっと新型コロナワクチンでしたが、「平群町で子育て
おすすめ情報はこちら」に変わっており、クリックすると、「定住促進サイト、
平群町で子育てしようよ！」に入り、様々な助成制度や充実した子育て支援、
優れた住環境、空き家バンクの四つのツールがあり、各課でアップしていただ
いている情報をまとめられており、大変分かりやすく見やすくなっておりまし
た。

今、町民や定住を考えている方々が求められているのは、知って得する情報
が分かりやすくホームページで知ることができるかであると考えます。平群町
は、職員の皆さんのおかげで、厳しい財政状況の中でも懸命に知恵を働かせて、
他市町村には負けない事業をいっぱい実施していただいておりますが、町のす
ばらしい事業をもっとアピールするために、町公式ホームページのさらなる活
用が必要と考え、何点かお尋ねします。

まず一つ目、先日、住民さんから、ホームページをいつ開けてもコロナばかり
やと御意見を頂きました。もちろん、まだまだコロナは収束しておりません
ので、新型コロナ情報は大変大事ではありますが、少なくとも、この5月9日の
臨時会で可決した町独自のコロナ支援策がどこにも掲載されてなく、トップ画
面を開けてもコロナ情報が錯綜し、見る人の混乱を招きますので、他市町村も

参考にして、住民が知りたいコロナ情報を一覧にまとめ、リンク先を掲載するなどを検討してはどうでしょうか。

二つ目、リニューアル後から各課で情報の更新ができるようになっており、新着情報でも発信されていますが、各課がこんもとでアップされていない情報も多く、いつしか情報が見られなくなっていますので、再度徹底が必要と考えます。

また、富士市では、市民が受けられる補助金、助成金、給付金などの情報が分野別の一覧でリンクされており、本町においても、一目瞭然で分かりやすく、見る人が見たい情報にたどり着きやすくする必要があるのでないでしょうか。

三つ目、トップページは町が一番アピールできる場所です。ふるさと納税も目立たせることが大事と考えます。

四つ目、住民さんからまた、町ホームページを見ても、雇用に関する情報を探ることができなかつたと御意見を頂きました。せめて、ハローワーク等が取り扱う全ての職種の平群町の求人情報をホームページからも見られるよう、リンクを貼るべきではないでしょうか。

主なものとして申し上げましたが、町のアピールすべき情報をホームページを最大限に活用して発信できるよう、さらに見やすく、探しやすいことが大事であります。いかがお考えでしょうか。

以上、端的に明快な御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

窪議員の一般質問の途中ではありますが、休憩を挟んで再開したいと思しますので、午後1時30分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 0時16分)

再 開 (午後 1時30分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

事業部長。

○事業部長

窪議員御質問の1項目め、森脇大橋東詰交差点周辺の歩道拡幅の経過と今後

の見通しについてお答えいたします。

道路管理者の郡山土木事務所に進捗と今後の見通しについて確認を行ったところ、令和3年度に県事業として新規事業化され、それに伴い、事業予定地内の支障となる物件の移転等に関わる補償調査を行い、令和3年度末から順次、関係地権者に対して用地交渉を進めている。今後の予定としては、令和4年度中の用地取得に向け、補償内容について、早期に地権者の合意が得られるよう、引き続き用地交渉を進めていきたいと考えている旨の報告を受けております。

当該事業については、以前より議員より御質問いただき、ようやく令和3年度に県事業として事業化されたものです。本町としましても、引き続き奈良県とさらなる連携を図り、関係地権者の協力が得られるよう、早期完成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

窪議員。

○10番

大変ありがとうございます。令和3年度にようやく新規県事業化をしていただき、年度末より県と町が連携をして、関係地権者の皆様に対して、用地の取得の交渉を令和4年度中で進めていただいていることに、まずもって感謝申し上げます。

当該地は通勤・通学に使用されますが、大変危険な状況であり、歩道拡幅の早期実現が求められてきましたが、関係地権者の御協力なくして前進はしません。どうか、これまでと同様に、さらに地権者の皆様に御安心をいただいて御協力をいただけるよう、本町としても県のサポートをしていただきますようよろしくお願いをいたしまして、この質問は以上で結構でございます。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、窪議員の大きな2項目めの質問、マイナンバーカードの普及促進についてお答えいたします。

1点目の交付件数と普及率の状況についてですが、令和4年5月末時点での交付件数は7,975件で、普及率については42%となっております。

二つ目の地方創生臨時交付金を活用したポイントの上乗せについてでございます。

地方創生臨時交付金については、事業者等への継続支援事業、暮らしを守る生活支援及び新生活様式への環境整備に使われることで、広く町民へ公平に行

き渡るように支援するものとしており、マイナポイントへの活用は盛り込んでおりません。

3点目のマイナンバーカードの安全性についてです。

まず、ICチップには本人カードに記載されている情報のみが記録されており、収入や口座等の情報は記録されておりません。また、不正に情報を読み出そうとすると壊れる仕組みになっております。さらに、暗証番号を一定回数間違えると、ロックされます。紛失した場合も、24時間365日体制のコールセンターがありますので、連絡し、一時停止することで、不正な利用を防ぐことができますので、安心して御利用いただけるものとなっております。

4点目の普及促進の取組についてでございます。

現在、予約制で休日窓口を開設しており、広報やホームページにてお知らせしておりますが、今後、商業施設でのカードの安全性や利便性及び普及の啓発活動と併せて、文化センターなどで申請受付を行うことを検討しております。

今後も、マイナンバーカードのさらなる普及促進に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長

窪 議員。

○10番

ありがとうございました。平群町のマイナンバーカードの普及率ですが、42%ということで、全国では44%、また奈良県では48%と、それに近いところまで、職員の皆さん、御努力いただいて、ここまで来ていると思いますが、少し低めかなと思います。

また、マイナポイントの上乗せはしないということではありますが、国がマイナポイントの上乗せを地方創生臨時交付金を使うこともできるというふうに示されております。ある自治体では、これを上乗せをして、大変高い普及率に持ってこられてるところもありますので、ただ本町としては、交付額の一定の金額もありますので、今回使われてないということで、分かりました。

そして、このマイナンバーカードの安全性ですけれども、今部長のほうから、本人カードに記載されている情報のみが記録されているだけで、安全だということですが、しかしですね、多くの方々が誤解されているのは、このマイナンバーカードの中に、資産の情報とか預貯金情報、またあるいは税や年金の情報や健康情報など、みんな入っているのではないかと勘違いされている方がたくさんいらっしゃるから、大変このマイナンバーカードを不安がられてるという部分もよく聞きます。ただ、実はそういうものは全く入っていないということで

すので、あくまでも本人確認のための資料にすぎないということであると思いますが、ここをしっかりとですね、町民の皆様安心していただけるように訴えていく必要があると思いますが、まずこれを1点再質問をさせていただきます。どのように訴えられるのか、周知されるのか、お尋ねしたいと思います。

また、普及促進に向けて、休日も出勤されたりで、大変取組もしていただいておりますが、鋭意取り組んでいただいておりますけれども、今、部長の御答弁では、文化センターで申請の受付を検討しているということで、大変これは、いつも窓口ではやっていただいておりますが、それなりですので、やはり平群町として、文化センター等を使って、こういう申請をやりますよということをアピールすることは大変大事であると思います。

また、特にお昼間の、御高齢者の方々もセンターで申請できるようにしていただきたいと思いますが、大体、今分かる範囲で、この文化センターではどのような期間で、どのような内容でこの申請の窓口を設けられるのか、分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

2点再質問させていただきます。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、窪議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、周知の方法です。

当然、マイナンバーカードの安全性については、広くPRして普及率を上げていくということでございますので、現状の広報やホームページは当然ですけど、その他、活用できるものについては活用することで、安全性のPRを図っていきたいと考えます。

また、先ほど文化センターでの検討ということでお答えさせていただきましたが、この夏に実際に実施していききたいというふうに考えております。毎日ではないんですけれども、月に合計4日程度で受付事務を含めて実施していききたいというふうに考えております。

○議長

窪議員。

○10番

安全性については、何もこのカードには入っていないんだと、分かりやすく簡単に、いろんなツールを使って御発信をお願いしたいと思います。

またこの文化センター、4日間と今おっしゃいましたけれども、この周知をどのようにされるのか。普及していくための啓発をどのように考えておられる

のかも併せてお答え願いたいと思います。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

先ほどの一番初めの答弁の中で商業施設等での普及啓発活動ということで答弁させてもらっております。その中で、文化センター等で実施しますということはお知らせしていきたい。また、当然ホームページ等でも、至急お知らせするようにやっていきたいというふうに考えます。

○議 長

窪議員。

○10番

大変御苦勞をおかけしますが、よろしくお願ひしたいと思います。

やはりね、マイナポイント第2弾、一番あれで2万円のポイントがつくわけですよね、6月30日、末から始まりますが、できるだけ早くカードの申請、申請をして約1か月ぐらいかかるわけですからね。マイナポイント第2弾、こういう物価高騰で大変な時期に2万円というのは大変大きい部分もありますので、これが普及率を上げる一つの起爆剤にもなりますのでね、できるだけ速やかに皆さんに御発信をお願いしたいと思います。カードの利点とともに、安全性についても正確な情報を周知することで、このマイナンバーカードの普及促進につなげていただきますよう、どうぞよろしくお願ひ申し上げまして、この質問は以上で結構です。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、窪議員の3項目め、ヤングケアラー支援の強化についての質問にお答えいたします。

なお、小さい5点目につきましては、私ではなくて、教育委員会のほうから御答弁させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず、1点目の実態把握についてお答えします。

ヤングケアラーについては、社会的認知度が低く、本人や家族に自覚がないケースもあり、支援が必要でも表面化しにくい構造となっています。奈良県が昨年6月に実施した中学3年生及び高校生を対象に実施したヤングケアラーに関する実態調査では、中学生で86.8%、高校生67.2%の有効回答があり、そのうち14%が家事や家族の世話を日常的に行っているとの集計結果がありました。その集計結果の中には、本町の中学生が2名該当しております。

また、この調査とは関係なく、調査の対象外ではありますが、1名を把握しておりますので、よろしく申し上げます。

2点目のこれまでの取組についてです。

ヤングケアラーは社会的認知度が低く、本人や家族に自覚がないケースもあり、支援が必要でも表面化しにくい構造となっています。このことから、気づきがキーポイントとなり、ヤングケアラーの早期発見や理解を深め、支援策につなげるため、研修会へ参加等を行っております。また、要保護児童対策地域協議会等での気になる家庭の情報共有や、虐待防止月間において、ヤングケアラーも含めてですけれども、関係部署にパンフレット等の配布を行っております。また、今現在、ポスターの掲示を役場等も含めて実施しておるところでございます。

続いて、3点目の認知度を上げるための今後の取組についてお答えします。

社会的認知度向上のため、広報、ホームページへの関連記事を掲載し、またヤングケアラーについて理解を深めるため、保健、教育、介護、福祉分野の関係者の研修会への参加を行います。

次に、4点目の本町の連携体制の構築と相談窓口についてでございます。

町の連携体制としましては、本年4月から、子どもとその家庭を支援する子ども家庭総合支援拠点をプリズムへぐりの健康保険課に設置しており、要保護児童対策地域協議会の事務局も健康保険課にあることから、ヤングケアラーについての情報もプリズム、健康保険課に集まる状況にあります。

要保護児童対策地域協議会は、町の教育、福祉部局はもとより、中央こども家庭相談センター、県中和福祉事務所、郡山保健所、保護司会など、多くの機関で構成されており、連携は十分に取れるものと考えております。

相談についての窓口であります。県教育委員会では、ヤングケアラー専用メール相談窓口を開設、メール相談「悩みならメール」、LINE相談「ならC o c o r o ライン」、電話教育相談「あすなろダイヤル」、平群町子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会、各学校、民生児童委員、こども食堂、支援対象児童見守り強化事業C O C O R O 便などの地域の社会活動の場でもあります。

以上、小さな4点目までの答弁とさせていただきます。

○議長

教育部長。

○教育部長

それでは、5点目の国の財政支援を活用した実態調査を、また今後の具体的な支援策についてお答えをさせていただきます。

実態調査についてですが、中学生については、本年6月に奈良県教育委員会が、県内公立中学校及び県内公立高等学校の全学年を対象として実態調査がされますので、これを活用したいと考えております。

小学生についてですが、令和4年1月に厚生労働省が全国で無作為に抽出された小学6年生を対象にした実態調査が実施されましたが、平群町の小学校は対象になりませんでした。小学生への調査は必要であるものというふうに考えております。喫緊の調査としましては、できれば6月中に担任にヒアリング等を実施し、実態把握に努めていきたいと考えております。また、アンケートにつきましても、厚生労働省で実施されたものや、奈良県教育委員会で実施された中学生用のものを参考としまして、本町の小学生用に文言等の整理作業を実施していきたいと考えております。このほか、ペーパーによるものなのか、情報端末を活用するのも同時に検討してまいりたいと考えております。実際の調査学年等につきましては、学校現場と相談して決めていこうというふうに考えております。

なお、奈良県教育委員会に対しましては、小学生につきましても、県内全域を対象として実態調査を行うよう要請を行っております。

以上でございます。

○議長

窪議員。

○10番

ありがとうございます。ちょっと何点か確認させていただきたいんですが、実態把握、中学生が平群町では2名、調査外で1名ということですが、私ちょっと、以前に1件というふうに聞いてたんですが、もう一度きっちりとした御答弁をお願いしたいと思います。

そして、支援への取組について、研修会、ポスターというのは、ちょっとこの質問とかみ合っていないかなと。そういうヤングケアラーかなという4名の方ですね、その方々に対して、実態把握されたんだから、どんな支援をしているのかということを確認させていただいてますので、再度御答弁をお願いしたいと思います。

また、ヤングケアラーの認知度ですね、これも研修会、周りの大人たちが研修をすることももちろん大事ですが、子どもたちが、先ほども申しましたが、全くヤングケアラーということを知らないということ、パーセント、物すごい認知度が、当事者にもなるかもしれない18歳未満の子どもたちへの認知度というのは、アンケートだけでされるのか、この点も、二つ目、お聞きしたいと思います。そして、これは教育委員会、福祉、全ての分野でまたがって連携

をしていただかないといけませんので、ただ、今年4月に、子どもとその家庭を支援する子ども家庭総合支援拠点と要対協の事務局が健康保険課であると。そして、教育、福祉部局や多くの関係者で構成されているので、連携は十分取れてると、これは本当にありがとうございます。

そして、三つ目の質問ですが、相談窓口、今、部長、たくさん言っていて、ちょっと書き留められなかったんですが、町内複数か所の相談窓口があると御答弁いただいたと思います、県下も併せて。ただですね、ケアラー当事者や地域の周りの大人、関係者がどこに相談したらいいのか。ほかの自治体のホームページを見ましたら、一つ決められてるんですよね。一つ決められて、そこからいろんな教育委員会、どこから入ってくるか分かりませんが、やはり一つ、こんもとなる窓口を決めるべきではないかと思うんですが、その点、どのようにお考えか、三つをお尋ねしたいと思います。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

そしたら、再質問にお答えします。

まず、対象外人数の件です。2名でございます。調査で分かっている2名、調査以外で分かっている2名ということの实质4名ということでございます。

調査で分かった2名に対する支援というのは、実際には行えてないんですけども、把握している2名につきましては、直接的な関わりとしては今のところはないんですけども、見守る中での支援と、見守るということで、見守っているという状況であります。

あと、窓口の件です。窓口の件につきましては、多岐にわたってありますよということで御紹介させていただきました。ただ、現場が当然窓口、学校とかいろんなところでなっていくんですけども、主軸となっていく窓口については、当然プリズム、健康保険課ということになっていきます。

○議長

窪議員。

○10番

ありがとうございます。4名、調査外で分かった人が2名ですね。調査で分かったのは2名、調査外では2名をそうかなということで、見守るという形で今は支援をしてくださってるということであると。この2名ですね、申し訳ない、中学生ですか、高校生ですか、その点もきっちり教えてください。調査外で分かった2名ね。中学生ですかね。そこ、もう1点教えてください。

そして、先ほど、5番目の実態調査ですね、教育委員会のほうが、中高、実

態調査は県が去年も、また今年6月2日から今日までですかね、今実態調査、タブレットを使ってやってくださってると思いますが、来年も奈良県はされると聞いてます。ただ、平群町が、今年1月の国の分には対象にはならなかったと、平群町の小学校が対象にならなかったということで、教育部長のほうから、しっかりと平群町の小学校の実態も把握するために実態調査をしてまいりたいということですので、これはどうぞ早くお願いしたいと思います。

それと、ちょっと教育委員会でもう一つですけれども、やっぱり、大人の方は研修会とかそういうので、認知度向上のためにしてありますが、子どもたちへの、先ほども申しましたが、知らないというパーセントが高いです。だから、子どもたちには、ヤングケアラーというのはこういうものだというような教育はされていくんでしょうか。その点、お尋ねしたいと思います。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

対象外の2名の内訳的なものですが、高校生と中学生でございます。

○議長

教育部長。

○教育部長

すみません、なかなか認知度が低いということで理解しております。もちろん、我々も含めてなんですけど、まず担任の先生にこういった定義、こういったものがヤングケアラーというのも含めて周知をしていき、何とか子どもさんたちにも周知を徹底していけるように考えていきたいと思います。

○議長

窪議員。

○10番

よろしくお願ひしたいと思ひます。君、ヤングケアラーかと、そんなこと言えませぬのでね。ただ、ヤングケアラーというのは、子どもたちが、もしくはそういう環境にいらっしゃるお子さんがいらっしゃって、それが当たり前前の生活だと思つてゐる子どもさんもいらっしゃるということですから、それで本当に、少しでも周りが支えていくという大事な取組を国がこれから3年間、集中期間でやつていくということですので、しっかりとその点は教育委員会のほうも、まず現場は教育現場ですので、お子さんに接するのは教育現場ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それからもう1点、先ほど質問した窓口ですね。健康保険課ということですが、それもしつかりと周知はされるんでしょうか。その点、御答弁なかつた

かなと思うんですが、御確認させていただきたいと思います。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

先ほど、今年の4月から子ども家庭総合支援拠点というものを設置しましたということで御答弁させていただきました。こちらのほうは、プリズムめぐり内に設置しましたということでお知らせさせていただいております。プリズムめぐり内に設置しておりますということでお知らせし、当然、こちらのほうと同じ、健康保険課が対応するということになりますので、これも併せて、ヤングケアラーの相談窓口の拠点となる部分につきましてはプリズムめぐりですということは、併せてお知らせしていきたいというふうに考えます。

○議 長

窪議員。

○10番

ありがとうございます。たくさん相談場所があっても、平群町の一つ決めてもらわないと、そこから関係部署に振っていただくという形にしないと分かりませんので、しっかりホームページやいろいろなツールで、あんまりだーっと派手にする必要はないですけども、何かあったときに開けたらそういうふうなのが、ここだなというような、明確に打ち出させていただきたいと思います。

まず、子どもが気軽に相談できる体制等の整備に加えて、子どもに関わる全ての関係部門が連携をしていただいて、多くのネットワークを活用して、またそして早期に実態を把握をしていただき、把握したヤングケアラーに対しては必要な支援を行っていただくことをお願いをしまして、この質問は以上で結構です。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、窪議員4項目めの質問、平群町食品ロス削減推進計画の策定における今後のさらなる取組についてをお答えします。

1点目の平群町食品ロス削減推進計画の概略と、住民事業者への周知についてでございますが、現在、平群町ホームページや広報、マイタウン平群へ随時情報を発信しています。毎年8月号広報にて食品ロスへの啓発内容を掲載しており、またSNSを活用した情報発信も行っております。内容についても工夫し、分かりやすく周知できるように今後も努めてまいりたいと考えております。

2点目の普及啓発の今後の取組と、食品ロス削減啓発ポスターの作成について

てです。

家庭内や事業所での食品ロス削減について、普及啓発を継続的に進めるとともに、町内で活動するフードバンク、フードドライブなどに取り組む団体と連携して、循環型社会への推進を行ってまいります。また、環境学習による啓発ポスター作成については、夏休み課題にできないか、教育部局とも協議を行いたいと考えております。

3点目、常設のフードドライブ窓口の設置についてです。

現在、6月の広報紙に協力の依頼を掲載しておるところで、受付については、年に4回、期間を決めて実施しております。窓口は、役場、住民生活課、プリズムめぐり、かしのき荘、ふれあい交流センターとなっております。これらの窓口において、常設窓口設置に向けて実施できるよう協議は行ってまいりたいと考えます。

また、フードドライブ常設窓口として、のぼり等で常時受け付け中であるということが一目で分かるような表示を行いたいと、併せて考えております。

4点目の町と町内事業者との食品ロス削減に関する協定についてでございます。

現在、飲食店については、3010運動に協力いただいております。小売店においても、ばら売りや量り売りをしていただくことで、食品ロスを減らすことはできると考えます。これらの平群町食品ロス削減計画と目標を同じにしている店舗には、例えば、食品ロス取組店のポスターやステッカー等の掲示を行うことで、顧客への意思表示、事業主の意識向上が図れ、食品ロス削減につながる可以考虑とします。そのような取組について、どのような方法があるかも今後研究し、事業所での食品ロス削減に取り組んでいきたいと考えております。

5点目の全庁的な体制整備についてでございます。

この計画が実行性のあるものとして取り組んでいくには、町としても多面的に連携し、推し進めていくことが重要であると考えます。住民生活課が主軸となり、全庁的な体制で、全町民とともに食品ロス削減を行い得るよう取り組んでまいりたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

窪議員。

○10番

ありがとうございました。先ほども、食品ロスが大変減ったということで、国のほうがもう減ったということ、その一つの要因としては、国がこういう

計画を立てて、国民運動になってきたと。SDGsでもありますが、そういう意識になったから、事業者も国民の皆さんも減らそうと、そういう気持ちになったから減ってきたということでもあります。平群町もごみが有料化になりましたが、一旦減りましたが、また増えております。しっかりとこの4月に、平群町食品ロス削減推進計画を、本当に県下でもいち早く策定していただいたんですから、これを一つのやっぱり起爆剤としていただきたいと思ってこのような質問をさせていただいています。

また、学校教育ですね、園児、小学生、SDGsの教育を進められている、取り組んでいただいていると思いますが、そういう観点からも、ポスターの作成は一つのあれとしまして、しっかりと食品ロスについては学んでいただきながら、その一つとして、啓発ポスター作成にも取り組んでいただきたいと思います。

そして、フードドライブですが、常設窓口を早急に設置をしたいと、のぼり等で表示したい、これは、大変大きな大きな一歩前進になると思いますので、お願いしておきたいと思います。

また、食品ロスの町内飲食店、小売店ですね。食品ロスの取組店とかよくポスター、今部長おっしゃいましたが、ポスターとかステッカーとかを貼っていただいて、それで、その事業所の皆さんも意識が上がるし、前よりも一つ何かしようか、一歩前に進むというのはなかなか進めないけれども、それで前に進めますし、町民の皆さんにもそれが目に入りますので、早期に御検討いただいて進めていただきたいと思います。

また、全庁的な体制整備ですが、住民生活課が主軸となりますが、これは今後ですね、各課の取組も、住民生活課だけの問題ではありませんので、教育委員会と、住民生活課だけではありませんので、各課での取組もどこかでお尋ねをしたいと考えております。計画の策定を発火点として、食品ロスの意識が町内で高まるために御尽力をお願いをいたしまして、この質問は以上で結構です。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、窪議員の5項目めの町公式ホームページのさらなる情報発信についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の住民が知りたいコロナ情報の掲載についてですが、コロナ情報が増加してきましたので、住民の混乱を招かないよう、5月9日に可決いただきましたコロナ支援策と合わせて、知りたい情報が探しやすくなるよう整理を進めてまいります。

2点目の各種補助金等の分野別の情報整理についてですが、各種補助金等の掲載について、他市町村のサイトを参考に、見る人が検索しやすいよう、まとめページ等の整理を進めるとともに、必要な情報の発信については、再度、各課に徹底を図っていきたいと思います。

3点目、ふるさと納税の掲載についてですが、ふるさと納税は町をPRする上で大変重要であり、トップページなどのできる限り目立つ場所に掲載するとともに、厳選した画像を活用しながら、平群町の特産品を発信してまいりたいと考えています。

4点目、求人情報等の掲載についてですが、議員御指摘いただきましたように、町が行う業務の求人情報以外は掲載をしておりませんでしたので、住民のニーズに対応できるよう、ハローワークへのリンク等について検討してまいりたいと考えております。

今後におきましても、ホームページの掲載については、職員のウェブ作成スキルアップを図るための研修を6月21日に行い、町の情報が一目で分かるよう、さらに見やすいホームページづくりに取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長

窪議員。

○10番

ありがとうございます。特に、この5月9日、臨時会で可決した内容ですね。それから、数日後に奈良新聞に掲載されて、大変喜んでおりました。ただ、ホームページを見ましたら、どこにもその内容がなく、一つだけ、観光産業課ですかね、そこの中小企業の方だけが、一つだけ上がってただけで、ほかが全く上がってないので、大変残念に思いました。

今後、本当に、今部長言われましたように、コロナ、また物価高騰に関するような、多くの住民の皆様に関係する情報ですね、分かりやすくまとめていただくことをお願いしておきたいと思います。

また、今後もコロナだけではなくて、町民の皆さんが受けられる補助金、助成金、給付金の情報、いっぱいあります。平群町は本当にいっぱいありますけれども、この各課の情報を、今、まとめ上げてとおっしゃいましたが、まとめていただいて、そのまとめるのは政策推進課にかかっておりますので、大変まとめるところ、いろんな情報が、各課で御苦労して作ってくださった情報をいかに分かりやすくまとめていただくのかは政策推進課にかかっていますので、どうか町民目線に立って作っていただきたいことをお願いしておきたいと思います。また、ふるさと納税も、そういうことをちょっと新鮮味を持って発信し

ていただきたいと思います。

そしてですね、一つ再質問ですが、ハローワーク等が取り扱う平群町の求人情報ですね、全ての職種の平群町の求人情報、ホームページからも見られるようリンクを貼ることを検討したいということですが、検討というのは、しないこともあり得るということでしょうか。これは、ほかの自治体でもたくさん貼りつけられてるところ、いっぱいあります。奈良県においても貼りついてますし。要は、平群町のホームページに入ったら、平群町でいろんなお仕事ありますね、全ての職種。今コロナで、本当に私もいろんなお声を聞きますが、人手不足だということも聞くんですね。それと併せて、コロナで職を失って、ただ、お子さんが小さいから遠いところには仕事に行けない、少しでも、短期でもいいから仕事を探しておられる方もたくさんいらっしゃるということですので、これは必ずホームページにリンクをしてもらおう。何も、平群町にハローワークの仕事をしてくださいということは言うておりませんのでね、その点、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、ただいまの再質問にお答えします。

ハローワークのリンクについて検討するということであつたんですけども、議員提案いただいた定住施策をまとめるなど、いろいろ聞いておりますので、これについては、住民の必要な方がより有効に活用できるように工夫してリンクしていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長

窪議員。

○10番

どうぞよろしくお願ひしたいと思います。本当に町民の目線に立って、ここ見たらもう全部分かるというようなホームページに、至急、改善をお願いしておきたいと思います。最後、平群町のホームページは、知って得する情報が満載であると言っていただけ、本当に御苦勞をおかけいたしますが、御努力いただきますことをお願いをいたしまして、私の一般質問は以上で終わります。大変ありがとうございました。

○議長

それでは、窪議員の一般質問をこれで終わります。

午後2時25分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午後 2時09分)

再 開 (午後 2時25分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号5番、議席番号6番、植田議員の質問を許可いたします。植田議員。

○6 番

それでは、私のほうから、大きく2点にわたって質問させていただきます。

まず1点目ですが、加齢性難聴者の補聴器購入に助成制度をとということで質問させていただきます。

現在、国の補聴器購入の助成制度は、障害者手帳を持つ両耳の平均聴力レベルが70デシベル以上の高度あるいは重度の難聴者が対象となっています。しかし、中等度以下の難聴者には助成制度が現在ありません。そういう中で、補聴器は高額なため、生活に支障を来す加齢性難聴者が増えているという状況も聞かれます。

加齢性難聴は、日常生活を不便にしてコミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす大きな原因となっています。また、最近では、うつや認知症の危険因子として指摘をされているということもお聞きをしています。認知症の予防や健康寿命の延伸で医療費の抑制にもつながることから、全国的にも、この中等度以下の加齢性難聴者の補聴器購入に補助をしていく自治体が増えてきているというふうにお聞きをしています。

近隣でも、斑鳩町がこの令和4年度から、そして三郷町も来月7月から、この加齢性難聴者への補聴器購入について補助制度をスタートさせるというふう聞いています。ぜひ平群町でも、加齢性難聴者の補聴器購入に助成制度を私は導入すべきだと考えますが、いかがお考えでしょうか。

2点目は、有価物回収拠点の拡大を早急にとということで質問させていただきます。

今年度予算で、役場東側駐車場の一角にある有価物集積所を、北地域、それと南地域にも拡大していくというふうに予算が組まれています。いつ頃をめどに利用開始ができるのか。また、予算のときにちょっとお聞きしたんですが、回収品目はこれから検討するということがあったんですけども、回収品目などが

どのようになっていくのか、一定、ある程度方向性が出ているのであればお聞きをしたいというふうに思います。

以上、大きく2点について、明確な御答弁よろしくお願いいたします。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、植田議員の1点目、加齢性難聴者の補聴器購入に助成制度の質問にお答えいたします。

補聴器は、医療保険における療養費の支給対象外であり、障害者総合支援法に基づく補装具支給制度では、身体障害者手帳で聴覚障害6級以上の方が助成対象となっております。また、加齢性難聴者の場合、心身への影響や費用負担の観点から、県内の一部の自治体や他市町村で公的助成を実施されていることは承知をしております。これらのように、近年、加齢性難聴者の補聴器の必要性が求められることから、毎年県を通じて、国へ公的助成の要望を行っているところです。引き続き、県に対して、補聴器購入の助成を要望してまいります。議員御質問の町独自の補助につきましては、他市町村の実施状況も見据えながら、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長

植田議員。

○6番

県には引き続き要望すると。近隣についても今後の検討課題ということなんですが、生駒郡の中で、斑鳩町もやる、三郷町もやる、あと残ってるのは、うち、平群町と安堵町だけなんですね。この間、やっぱりいろんな制度をやるときに、やっぱり近隣というのを結構平群町は意識してやっているとと思うんですね。三郷町については、この費用をですね、これから平群町はどういうふうに使っていくのか、全協でも求められると思うんですが、新型コロナウイルスの感染症対策地方創生臨時交付金、これを活用して、三郷町では、今年度はスタートさせるということで、三郷町の助成内容がほぼほぼ斑鳩町と同じ内容で7月からスタートするということですのでね、平群町としても、やっぱりこれはやるべきじゃないかなというふうに思うんです。平群町は、特に近隣に比べて高齢者の高齢化率も高いですので、そういう加齢性に伴う難聴になる方の率も、私も調べてないですけども、やっぱりそういう方々になる率もある程度見込めると思いますし、そういう方たちが平群町で、言わば、健康寿命を本当に伸ばして生き生きと生活できる、その一つとして、この補聴器の補助というのは非常に

大きな役割を果たすと思うんですね。そこら辺、そういう今回のコロナの地方創生臨時交付金なんかも活用してやっぱりやるべきだと思うんですが、その考えは全くないですか。どうでしょうか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

臨時交付金の活用により補助をする気はないかということでございます。

今のところ、臨時交付金を活用する中での補助というのは、現在は考えておりません。聴覚障害者の方なんですけども、現在65名程度おられるんですけども、それ以上に難聴者はおられるのではないかということについては認識するところでございます。

○議長

植田議員。

○6番

だったら、やっぱりやるべきだと思いますよ。それだけの方たちが平群町にいらっしゃるんだったら、その方たちの生活レベル、QOLを上げていくという意味でもですね、やっぱりそこは、平群町の高齢者に優しいまちづくりという部分でもですね、やっぱりせつかくこれを使って三郷町がやりはるんやったら、平群もやったらいいと思うんです。斑鳩も三郷町も、大体予算50万程度でやられるというふうに聞いているんですけども、この臨時交付金、平群は、今回については7,600万ほどありますよね。ほんの数%にも満たないような金額ですので、取りあえずそこからでもとにかくスタートさせるということが私は大事だと思うんですが、ここはぜひ検討していただきたいんですが、町長、この点についてはどうですか。三郷町、斑鳩町もやると。県会で多分この2町がスタートを切った、斑鳩が切って三郷町がやろうというふうになったので、少ない中で、やっぱり同じ生駒郡で、平群町はそれに背を向けるということは、私はどうかなというふうに思うので、ここはやっぱり、せつかくそういう交付金を使ってやれるのであればね、取りあえずやっぱり平群町も、近隣がやるのであれば、そこは検討していただきたいと思うんですが、町長自身は検討するお考えはないですか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

答弁、繰り返しになるんですけども、臨時交付金を活用しての補助ということにつきましては、臨時交付金制度はどれぐらい継続するのかということのもあ

るんですけれども、一時的なものとなる可能性もあります。したがって、ちょっと補助する限りは、当然、継続的な補助制度になるようにというふうには考えておりますので、今のところは、活用して実施していくということではございません。

○議長

植田議員。

○6番

当然ね、継続していく必要性はあると思いますよ。ただ、三郷は、取りあえず初年度はそれを使うということであって、来年度からは多分一般財源のほうからの持ち出しで予算を組みはると思います。ただ、金額的にも知れてるという問題が一つと、三郷も斑鳩も、一度補助すれば5年間ぐらいは、言うたら、1回の補助をもらったら5年間は新たに申請ができないというふうな状況とか、いろいろそれなりに工夫しながら、できるだけ多くの方々が利用できるようにというふうな工夫もしてるわけですので、平群町も、そこら辺は、近隣で平群だけはないみたいな話にはならんといてほしいなということがあります。これはもうぜひ、ちょっと今のところはないということなんですが、当然、やっぱりそこは検討していただきたいし、それは継続を前提に検討をしていただきたいと、これも重ねてお願いはしておきたいと思います。

この問題については以上で結構です。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、植田議員2点目の質問、有価物回収拠点の拡大を早急についてお答えします。

本町の北部地区と南部地区に各1か所に、回収品目である段ボールや新聞、雑誌類の古紙を回収できるよう、リサイクルステーションの増設を計画しております。

まず、北部地区から候補地の検討に入っており、各関係する部署、場所によっては、地元との調整等必要なこともあり、最善の場所を慎重に決めてまいります。利用開始時期についても、できるだけ早くというふうには考えておりますが、早期設置に向け、全体の調整を行いながら、速やかに工事を完了していきたい、完了に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長

植田議員。

○6番

できるだけ早くというのは、大体どれぐらいをめどに考えているんですか。ある程度、候補地としては絞られてきてるといふふうにはちらっとお聞きをしてるんですけども、あと、その中で、向こうとの交渉ということはあると思うんですが、どれぐらいの規模で考えてはるのか。今のところ、聞いたら、段ボール、新聞、それから雑誌類ということなんですけれども、もう一つね、アルミ缶をちょっと考えてほしいなど。アルミ缶、今ね、子ども会とか自治会の集団回収が基本で多分受入れになってると思うんです。それ以外のところ、役場のところありませんし、ステーション回収もやってない。だから、基本的にはそういうところへ出してくださいという形になってますので、それもちょうと、同じやるのであれば、そういうコーナーも作ってほしいなどいふふうに思ってるんですけども、ある程度やっばりめどを立てていただかないと困るので、いつぐらいをめどにスタートできるようにするのかと、どれぐらいの規模で考えておられるのかということ、再度御答弁いただけますか。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

まず、リサイクル拠点の開設のめどについてです。

お恥ずかしい話なんですけども、当初は、夏頃にはできたらというふうなもくろみを持って取り組んでおりました。ただ、いろんな調整が必要であったことから、ちょっと夏には間に合いそうにもないんですけれども、ただ速やかには、できるだけそういった季節的に暑いうちにはやっていきたいというふうにご考えております。

あと、アルミ缶ですが、これはまた改めて、どういうふうな手法を取っていくべきなのかというのはこちらのほうで考えていきたいと思っております。

規模についてですけれども、今、役場の横にあるようなところまではいかないと思っておりますが、その場所にもよりますが、どういった、できるだけ皆さんに御利用していただけるような形のものというふうには考えております。ただ、現時点でこれぐらいの規模というのは、ちょっと明確にはお答えできないので、申し訳ございませんが御理解願います。

○議 長

植田議員。

○6 番

あそこにね、予算書のところに書いてはったから、もうある程度きちっと、候補地もほぼほぼ絞ってという形で私は説明書きされてたと思ってたんです。それがまだ今の段階でできてない。

最初に言ってた夏頃というのが、夏頃にはできそうもないと。役場のところもそうなんですが、段ボールはとにかくあふれるんですよ。あふれて、非常に見苦しい部分もありますし、やっぱり地域で、できるだけ早くそういうものを、有価物を回収できるところをやっぱり作っていただきたい。

これ、聞いてたら、今北にかかっているわけでしょう。これからまだ南もせなあかんわけでしょう。そんだけかかってて、今年度両方できるんかいなというふうな思いもありますので、本当に少しでも、その減量ね、言うたら、燃えるごみを減らしていく、有価物はきちっと回収してリサイクルするという方向に平群町が真剣に取り組んでいただかないとごみは減りませんし、住民もやっぱりそういうところに協力できる体制を行政がいかにより提供できるかということにもかかってきますのでね、これはもうほんまに早急にやっていただきたい。

夏にはできへんけども、9月ぐらいまでに、9月中ぐらいには何とかかなりますか、そこら辺。再度、9月か10月までには必ずしますというぐらいの姿勢は持っていただきたいなと思うんですが、どうでしょう。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

当然、早急に開設したいという思いはございます。そういった意気込みでということですが。そういった意気込みの中では取り組んでいきたいんですけども、調整等もございますので、速やかにということ、ちょっと対応させていただきたいというふうに思います。

○議長

植田議員。

○6番

できるだけ本当に早くやっていただきたいというのと、これやって次やっと南に行くんじゃないかと、南のほうも一定やっぱり並行して、候補地も含めて、ちゃんと選定していけるようにしていただいて、できるだけ、両方とも2か所が速やかに開設して、住民さんが有価物の回収に協力できるような体制というのを提供するということは、これは切にお願いをしておきまして、私の一般質問は以上で終わらせてもらいます。

○議長

それでは、植田議員の一般質問をこれで終わります。

あと5名の質問者がありますが、これをもって本日の一般質問を終了し、明日6月15日に改めて一般質問を行いたいと思います。

本日の会議はこれで延会したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定いたしました。明日
6月15日は午前9時から本会議を開き、一般質問を続行します。

本日はこれにて延会いたします。

(ブー)

延 会 (午後 2時42分)